

平成23年度  
しあわせ倍増プラン2009  
個票

(平成24年度第3回市民評価委員会 評価事業分)

6月18日(月) 開催分

宣言・分野	項目	個別事業	頁数	ヒアリング 事業 (事務局案)
健康・安全・ 安心	37 食生活や運動習慣の改善を支援し、健康寿命の延伸を目指します。 - 元氣倍増大作戦 - (4年以内)	37-1 食生活・運動	2	
		37-2 介護予防	4	
	38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を増やします。(4年以内)	38-1 多目的広場整備方針の決定	6	
		38-2 都市公園内のグラウンド等の個人への開放	8	
		38-3 民有地を活用した多目的広場の整備	10	
		38-4 (仮称)スポーツふれあい広場の整備	12	
		38-5 大学との連携による多目的広場の整備	14	
		38-6 農業関連施設へのスポーツもできる多目的広場の整備	16	
	39 万全な危機管理体制を構築します。(4年以内)	39-1 総合防災情報システムの構築	18	
		39-2 危機事業発生時の初動体制の確保	20	
		39-3 防災ボランティアコーディネーターの養成と避難場所運営体制の構築	22	
		39-4 災害時要援護者への支援	24	
		39-5 マンホールトイレの整備	26	
		39-6 新型インフルエンザ対策		達成済
		39-7 地域防犯ステーションなどの増設と自主防犯パトロールの促進	28	
	40 民間住宅の耐震化補助事業を拡大します。(すぐ)		30	
41 障害者自立支援法の時限措置終了後も、市独自の負担軽減策を継続します。(すぐ)			達成済	
環境・まちづ くり	42 市内照明のLED化率全国1位を目指します。(4年以内)		32	
	43 太陽光発電設備の設置を推進します。(4年以内)		34	
	44 「E-KIZUNA Project」などの実施により、次世代自動車の普及を促進します。(4年以内)		36	
	45 さいたま新都心のサッカープラザ計画は白紙撤回します。(すぐ)			達成済
	46 コミュニティバス路線の検討委員会を設置します。(すぐ)		38	
	47 新規建設事業費の1%を魅力ある文化・芸術のまちづくりに配分します。(3年以内)		40	
	50 良好な住環境を守るための「高度地区」による高さ制限を導入します。(4年以内)		42	
	51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。(4年以内)	51-1 都市公園の整備	44	
51-2 暮らしの道路・スマイルロードの整備		46		
51-3 下水道の整備		48		
52 効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直します。(4年以内)		50		

37 食生活や運動習慣の改善を支援し、健康寿命の延伸を目指します。  
～元気増大作戦～（4年以内）

《37-1 食生活・運動》

数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年までに、健康寿命（注1）を男性17.0年、女性19.5年まで伸ばします。
- ・平成23年度末までに、食事バランスガイド（注2）を知っている人の割合を60%以上とします。
- ・平成24年度末までに、意識的に体を動かすなど運動している人の割合を、男性35%以上、女性26%以上とします。

現状（平成21年3月末時点）

- ・ヘルスプラン21では、「栄養・食生活」「身体活動・運動」など7つの分野を設定し、市民の健康づくりに取り組んでいます。
- ・平成19年度に食育推進計画を策定し、食育の推進を図るとともに、健康教室、健康相談など栄養や運動に関する各種事業を展開しています。
- ・平成19年の市の健康寿命は、男性16.4年、女性19.2年です。
- ・食事バランスガイドを知っている人は、47.8%（平成19年調査）、意識的に体を動かすなど運動している人の割合は男性27.3%、女性22.3%（平成17年調査）です。

取組内容

- ・ヘルスプラン21の重点プログラムを中心に、市民が主体的に取り組む健康づくりを推進します。
- ・食生活や運動に関する講座などにより、市民一人ひとりの健康的な生活習慣づくりの支援や普及啓発を行います。
- ・健康づくりは継続していくことが最も重要であることから、習慣化や仲間づくりによる継続化を図るため、健康づくりを継続して行う「いきいき健康づくりグループ」を育成していきます。また、健康づくりを自主的に行っている既存グループについても、活動が中断しないよう支援をしていきます。
- ・ウォーキングマップの作成、イベントの開催、ウォーキンググループの活動紹介などを通して、ウォーキングによる健康づくりを推奨していきます。
- ・自主グループや食生活改善推進員などと協働して、食と運動に関する「健康増進ガイドブック」を作成し、ガイドブックを活用して健康づくり情報を市民へ発信します。

事業計画（工程表）

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
ヘルスプラン21の推進	→			
「いきいき健康づくりグループ」育成教室		→ 全区に増やす		
健康増進ガイドブックの作成・活用	→			
ウォーキングによる健康づくり	→			

（注1）健康寿命とは、65歳に達した市民が、健康で自立した生活を送る期間、具体的には「要介護2」以上になるまでの期間。


（注2）食事バランスガイドとは、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかをコマに例えた一目でわかる食事の目安。「主食」「副菜」「主菜」「牛乳・乳製品」「果物」の5グループに分類した食事をバランスよくとれるよう、それぞれの適量をわかりやすく示すもの。

所管課 保健福祉局 保健部 健康増進課（問合せ先：048-829-1294）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績（平成24年3月末時点）

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b
「いきいき健康づくりグループ」育成教室を全区で継続的に開催 健康増進ガイドブック「水と緑のコース編」を10,000部作成・配布 健康フォーラム2011～ウォーキングを始めよう!を10月に開催	グループ育成教室を全区で開催。継続化、自主化を支援。 健康増進ガイドブック「水と緑のコース編」を10,000部作成・配布 健康フォーラム2011～ウォーキングを始めよう!の開催 参加者313人		平成23年度の目標、取組状況等工程どりに進捗したので「b」と判断しました。
（取組状況） ・いきいき健康づくりグループ育成教室を開催し、継続化・自主化にむけて支援しています。 ・新たなウォーキングコースを掲載した、健康増進ガイドブック「水と緑のコース編」を10,000部作成・配布しました。 ・平成23年10月に健康フォーラムを開催し、シンポジウム及びお話しウォーキングを実施し、健康づくりの意識づけと体験により、実践へのきっかけとしました。 ・朝ごはんシビカレンジャー・ポスターによる啓発。		（主な成果等）  ・健康フォーラム2011 ウォーキングを始めよう! 参加者313人 ・平成22年 健康寿命 男性17.0年 女性19.7年 ・食事バランスガイドを知っている人の割合 70.7%（食育に関する調査H23.7）	
（市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組） ・市民がウォーキングを通じた健康づくりに取組むきっかけになるよう、健康フォーラムを開催し、シンポジウムでの意識づけや、お話しウォーキングでの体験により、実践へのきっかけとしました。		（課題） ・健康づくりに関する情報を集約し、市民が活用しやすいように情報発信すること、また関係各課との連携・協働により、広く健康づくりを周知していく必要があります。	

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み		
いきいき健康づくりグループ育成教室の全区開催と自主化の支援 健康増進ガイドブックの配布と活用 他局との協働イベントを開催することによるウォーキングの推奨	引続き全区で開催し、継続化・自主化を支援します。 他機関との連携により、様々なイベント等を通じ配布します。 関係部署との協働により、イベント等でウォーキングを取り入れ推奨します。	目標をおおむね達成		
（工程表）				
年度	H21（実績）	H22（実績）	H23（実績）	H24（予定）
実施事業等				
ヘルスプラン21の推進	推進	推進	推進	次期健康増進計画策定 グループ育成支援
「いきいき健康づくりグループ」育成教室		全区で開催	全区で継続開催	全区で継続開催
健康増進ガイドブックの作成・活用		2万部作成	新コース掲載1万部作成	増刷イベント等で配布
ウォーキングによる健康づくり		公開講座1回開催	10月健康フォーラム開催	各イベントとの連携
事業費(千円)	3,285	3,496	8,948	10,758

37 食生活や運動習慣の改善を支援し、健康寿命の延伸を目指します。  
～ 元気倍増大作戦～（4年以内）

《37-2 介護予防》

数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年までに、健康寿命を男性17.0年、女性19.5年まで伸ばします。
- ・平成24年度末までに、介護予防特定高齢者施策事業（注1）の参加者を1,800人に増やします。
- ・平成24年度末までに、介護予防一般高齢者施策事業（注2）の参加者を15,000人に増やします。
- ・平成24年度末までに、介護予防・生活支援事業（介護予防水中運動教室事業）（注3）の参加者を210人に増やします。

現状（平成21年3月末時点）

- ・高齢者が元気に過ごすため、介護予防事業や一般高齢者を対象とした運動や栄養に関する各種教室などの事業を展開しています。
- ・平成19年の市の健康寿命は、男性16.4年、女性19.2年です。
- ・介護予防特定高齢者施策事業参加者は1,098人、介護予防一般高齢者施策事業参加者は11,348人、介護予防水中運動教室事業参加者は135人です。（平成20年度）

取組内容

- ・高齢者に向けた各事業の実施回数を増やすとともに、医療機関や地域包括支援センターと連携して、特定健診などの受診率の向上に努め、生活機能評価において生活機能の低下がみられ要介護（要支援）になる恐れがあると判定された高齢者には、介護予防特定高齢者施策事業への参加を促します。
- ・生活機能評価において、元気な高齢者と判定された人には、介護予防一般高齢者施策事業への参加を促します。

事業計画（工程表）

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
介護予防特定高齢者施策事業	参加者目標 1,200人	1,400人	1,600人	1,800人
介護予防一般高齢者施策事業	参加者目標 12,000人	13,000人	14,000人	15,000人
介護予防・生活支援事業 (介護予防水中運動教室事業)	参加者目標 150人	170人	190人	210人

(注1)介護予防特定高齢者施策事業とは、要介護（支援）になる恐れのある方（元気アップシニアと呼んでいる）を対象に、運動器の機能向上や口腔機能向上、栄養改善指導等の事業を実施し、要介護（支援）状態への悪化を防止するもの。

(注2)介護予防一般高齢者施策事業とは、元気な高齢者を対象に現在の健康を維持・向上してもらうために、高齢者向けの運動やストレッチ、また介護予防に関する知識や情報の提供を行うため、各種プログラムを実施するもの。

(注3)介護予防・生活支援事業(介護予防水中運動教室事業)とは、健康に不安を抱えるか、要支援1・2の方を対象とした介護予防事業。

所管課 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課（問合せ先：048-829-1259）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績（平成24年3月末時点）

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	C
二次予防事業参加者 1,600人 一次予防事業参加者 14,000人 介護予防水中運動教室事業 参加者 190人	二次予防事業は 1,342人 一次予防事業は 26,456人 介護予防水中運動教室事業は155人		平成23年度の二次予防事業参加者が1,341人、同水中運動教室事業参加者については、前年よりも若干の増加はあったものの目標値を下回ったので「C」と判断。
(取組状況) ・二次予防事業を実施し、1,342人の参加がありました。 ・一次予防事業を実施し、26,456人の参加がありました。 ・介護予防水中運動教室事業を実施し、155人の参加がありました。		(主な成果等) [一次予防事業] うんどう教室 3,419人 生きがい健康づくり教室 6,308人 シニア健康体操教室 4,346人 うんどう遊園地域指導員派遣事業 8,749人 うんどう遊園地域指導員自主活動 3,484人 介護予防講座 150人 合計 26,456人 [二次予防事業] 運動器の機能向上教室 381人 栄養改善・口腔機能向上教室 274人 はつらつ元気教室 194人 元気回復トレーニング教室 262人 閉じこもり等予防教室 231人 合計 1,342人	
(市民満足度向上や「ｽﾄｯﾊﾟ」フォーメーション等効率化に向けた取組)			
(課題) 各事業の参加者を更に増やすため、周知活動を強化する必要があります。また、地域により参加率が大きく違うため、参加率の伸びない地域への働きが必要です。			

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
・二次予防事業は1,800人。 ・一次予防事業は15,000人。 ・介護予防水中運動教室事業は210人。	引き続き事業を実施し、介護保険料の通知に案内書を同封する等の広報活動を積極的に行います。	目標をおおむね達成

(工程表)

年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (予定)
実施事業等				
介護予防特定高齢者施策事業	参加者数 1,228人	1,130人	1,342人	1,800人
介護予防一般高齢者施策事業	参加者数 17,481人	21,028人	26,456人	15,000人
介護予防・生活支援事業 (介護予防水中運動教室事業)	参加者数 152人	145人	155人	210人
事業費(千円)	174,065	180,569	215,448	237,634

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。(4年以内)

《38-1 多目的広場整備方針の決定》

数値目標等(取組指標・方針)

- ・未利用地を活用したスポーツもできる多目的広場の整備に向けて、管理運営手法などに関する研究会を設置し、平成22年6月までに整備方針を決定します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・市有の多目的広場は、公園の一部を市民が利用できる広場として整備しています。
- ・未利用地を活用したスポーツもできる多目的広場の計画等は、策定していません。



【つつじヶ丘公園(北区)内の多目的グラウンド】

取組内容

- ・未利用地(市有未利用地、遊水地、都市計画道路用地、大学グラウンド用地等)を活用したスポーツもできる多目的広場を整備するため、学識経験者、NPO法人などで構成する研究会を設置し、管理運営手法などの問題解決のための整備方針を決定します。
- ・整備方針に基づき、未利用の市有地や民有地についての情報収集、用地活用の検討を行い、新たにスポーツもできる多目的広場を整備します。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
研究会設置・整備方針の決定		→			
未利用地の情報収集・用地活用の検討		→			
スポーツもできる多目的広場の新設・整備		→			

所管課 市民・スポーツ文化局 スポーツ文化部 スポーツ振興課  
 (問合せ先: 048-829-1729)  
 財政局 財政部 用地管財課 (問合せ先: 048-829-1191)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)		達成度及び評価理由	
H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	
協議会の設置 協議会の開催(3回) 多目的広場の開設(5か所)	協議会の設置・開催(7月・10月) 協議会にて管理運営団体を審査・市が承認(10団体) 多目的広場の開設(3か所) 実施設計11か所実施	b-	協議会の設置、開催については、取組内容、数値目標を概ね達成した。 ・広場開設が3か所であるが、1か所着手。 ・平成23年度中において、10団体を管理運営団体として承認し、11か所の実施設計をした。
(取組状況) ・多目的広場管理運営協議会を設置し、管理運営を希望する団体の審査を行い、審査結果を基に市が管理運営団体として承認しました。(協議会2回開催) ・管理運営団体が希望する広場候補地について、管理運営団体と協議を重ね、3か所を整備・開設しました。 ・2か所については、管理運営団体の申請時期が遅かったため、整備・開設に至りませんでした。 ・平成23年度中に11か所の実施設計を完了しました。 (市民満足度向上やコスト・パフォーマンス等効率化に向けた取組) ・市有未利用地等の管理運営を管理運営団体に任せることで、維持管理費の縮減を図ります。また、整備について協議を重ねることにより、候補地の環境に沿った整備をしました。 (課題) ・開設後の管理運営について、市と管理運営団体による協力体制が必要です。		(主な成果等) 南区辻8丁目「スカイフラワーパーク」 	

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み			
・多目的広場を開設します。(8か所) ・協議会の開催(2回)	・管理運営団体と整備について協議を行い、整備・開設します。 ・協議会を開催し、管理運営方法・課題等について検討し、市民満足度の高い広場にします。	目標をおおむね達成			
(工程表)					
実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
研究会設置・整備方針の決定		→			
未利用地の情報収集・用地活用の検討		(1月)研究会設置	(12月)整備方針決定	→	
スポーツもできる多目的広場の新設・整備		(3月)台帳作成・図面化	(12月)候補地4.2か所選定	→	
協議会の開催		(2月)管理運営団体募集	3か所整備・開設	2回開催	8か所整備・開設
事業費(千円)		0	2,824	61,082	81,428

建設局 土木部 道路計画課 (問合せ先: 048-829-1496)  
 建設局 下水道部 下水道維持管理課 (問合せ先: 048-829-1560)

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。  
(4年以内)

《38-2 都市公園内のグラウンド等の個人への開放》

数値目標等（取組指標・方針）

・平成22年度末までに、都市公園内のグラウンド等の運動施設に個人利用ができる開放日を設け、だれもが気軽にスポーツができる機会を増やします。

現状(平成21年3月末時点)

・都市公園の中でグラウンド等の運動施設がある公園は39公園ありますが、団体利用が中心のため、個人利用は制限されています。

【運動施設がある39公園の内訳】

公園種別	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区
街区公園	14	3	5	5	1					
近隣公園	13		3	4	1	1			1	2
総合公園	8	1		1	1	1	1		1	2
運動公園	1						1			
都市緑地	3	1				1			1	
合計	39	5	8	10	2	4	2	0	3	4

取組内容

・都市公園内のスポーツのできる広場については、団体利用の少ない平日などに開放日を設け、だれもが気軽にスポーツができる機会を増やします。  
・条例改正などの必要性を検討し、開放日の利用は無料とします。

事業計画（工程表）


実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
現況調査・条例改正の必要性の検討			→		
都市公園内のグラウンド等の個人への開放				→	

所管課 都市局 都市計画部 都市公園課（問合せ先：048-829-1420）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績（平成24年3月末時点）

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b
有料のグラウンドについては4公園を夏・冬・春休み中に個人開放します。 無料のグラウンドについては、12公園を団体利用がない場合は自由に個人利用ができるようにします。	4公園について、8月2日と3月30日に個人開放しました。 13公園について、団体利用がない時間に限り個人利用ができるようになりました。	平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判定しました。	(主な成果等)  【大和田公園(大宮区)】
(取組状況) ・自治会等と調整を行い、管理運営上の支障が少ない公園について個人利用を開始しました。 ・有料のグラウンドについては、団体利用の少ない日を選出し、4公園を8月2日と3月30日に無料で個人利用に供しました。 ・無料のグラウンドについては、13公園で団体利用がない場合に限り、個人利用ができる旨の掲示をし、自由に利用できるよう告知しています。 ・平成23年度の目標である16公園に対し17公園が利用できるようになりました。 (市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組) (課題) 団体利用者と個人利用者とのトラブルが生じないよう、施設管理者の巡視を強化する必要がある。また、有料グラウンドの個人開放日の拡大、周知方法の検討が必要です。			

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み			
有料のグラウンドについては、引き続き4公園で個人開放日を設けます。 無料のグラウンドについても、引き続き13公園で個人利用を実施します。	・引き続き、グラウンドの個人利用ができるようにします。	目標をおおむね達成			
(工程表)					
実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
現況調査・条例改正の必要性の検討		→	→		
都市公園内のグラウンド等の個人への開放				→	→
事業費(千円)		0	0	0	0

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。  
(4年以内)

《38-3 民有地を活用した多目的広場の整備》

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成24年度末までに、民有地を活用したスポーツもできる広場を2か所から4か所以上に増やします。

現状(平成21年3月末時点)

- 民有地を活用したスポーツもできる広場(民間児童遊園地(注1)・借地公園(注2))は、2か所あります。



【民間児童遊園地:中川自治会広場(見沼区)】

取組内容

- ホームページ等を活用して民有地の情報収集などを行う情報交換プラットフォーム(注3)を新たに構築し、公園用地の確保を積極的に行い、スポーツもできる広場として民間児童遊園地や借地公園を新設します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
情報交換プラットフォームの構築	[Progress bar from H21 to H24]			
民間児童遊園地・借地公園の整備(2か所)			[Progress bar from H23 to H24]	

(注1)民間児童遊園地とは、自治会等が設置及び管理をし、市民のだれもが自由に利用できる公園。  
(注2)借地公園とは、民有地等を借地方式により整備する公園。  
(注3)情報交換プラットフォームは、民有の未利用地情報を収集するため、土地所有者と市とがホームページ等を利用して情報交換を行うシステムをいう。

所管課 都市局 都市計画部 都市公園課 (問合せ先: 048-829-1420)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b
民有地情報について市HPを活用し、情報交換の場を設定します。 借地公園について1か所整備します。	情報交換プラットフォームの周知を図りました。 北区今羽町96-5に新設した今羽中原公園(借地公園)の一角にのびのび広場を整備しました。	平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判定しました。	<p>【今羽中原公園(北区)】</p>
(取組状況) ・今羽中原公園(借地公園)については地元自治会と協議の上、ボール遊びも可能な「のびのび広場」を公園の一角に整備しました。	(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組) ・市民からの具体的な問い合わせについては、職員が説明に出向くなど、公園用地の確保に向けて積極的に進めています。 (課題) ボール遊び等については、キャッチボール程度を想定して整備していることから、集団利用などで他の利用者の迷惑にならないよう施設管理者の巡視を強化することが課題となります。	(主な成果等)	

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み		
引き続き、市HP上で民有地の情報交換の場を設定するとともに、HP以外の手法についても検討します。 借地公園について1か所設計業務を実施。	民有地情報について市HPを活用し、情報交換の場を設定します。 借地公園について1か所設計業務を行います。	目標を未達成		
(工程表)				
年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
情報交換プラットフォームの構築	[Progress bar from H21 to H24]			
民間児童遊園地・借地公園の整備(2か所)	検討	構築	周知	周知
	検討	候補地の選定	整備・実施設計(1か所)	設計
事業費(千円)	0	0	13,000	7,600

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。  
(4年以内)

《38-4 「(仮称)スポーツふれあい広場」の整備》

数値目標等(取組指標・方針)

・平成24年度末までに、公園内の一角にボール遊びなどのスポーツもできる「(仮称)スポーツふれあい広場」を、各区に1か所整備します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・市民に最も身近な公園である住区基幹公園(注1)では、スポーツのできる広場がある公園を除き、トラブルを防止するため、原則としてボール投げ等を禁止しています。



【公園に設置している「球技禁止」の掲示】

取組内容

- ・平成22年6月に策定予定のスポーツもできる多目的広場の整備方針に基づき、市民に身近な公園内の一角に「(仮称)スポーツふれあい広場」を整備します。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
「(仮称)スポーツふれあい広場」整備			2か所	3か所 (累計:5か所)	5か所 (累計:10か所)
	調査検討				

(注1)住区基幹公園とは、安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。

所管課 都市局 都市計画部 都市公園課 (問合せ先:048-829-1420)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	a
都市公園内に3か所の「(仮称)スポーツふれあい広場」を整備。	都市公園内に4か所の「のびのび広場」を整備。		・平成23年度の数値目標、取組内容、工程表などを上回る数値となったことから、「a」と判断しました。
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用をかけず、子どもたちがボール遊び等を行うことができる公園を選定しました。</li> <li>・整備に向けて、管理体制について検討し、管理体制が確保できる、三橋総合公園、アーバンみらい公園、与野公園、岩槻文化公園の一角をボール遊び等が可能な広場として位置づけました。</li> <li>・名称を「のびのび広場」と命名しました。</li> </ul> <p>(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)</p> <p>(課題)</p> <p>ボール遊び等については、キャッチボール程度を想定していることから、集団利用などで他の利用者の迷惑にならないよう施設管理者の監視を強化することが課題となります。</p>		<p>(主な成果等)</p> <p>【岩槻文化公園(岩槻区)】</p>	

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
平成24年度中に5か所の「のびのび広場」を設置します。	各区に1か所整備することとしており、平成24年度中に、大宮区、北区、桜区、浦和区に整備していきます。	目標をおおむね達成

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
「(仮称)スポーツふれあい広場」整備			2か所	4か所 (累計:6か所)	5か所 (累計:11か所)
	調査検討				
事業費(千円)		0	179	307	600

38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。(4年以内)

《38-5 大学との連携による多目的広場の整備》

数値目標等(取組指標・方針)

・平成24年度末までに、市内にある大学と連携し、学校施設内の一部を活用したスポーツができる多目的広場を3か所整備します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・キャンパス開放事業を実施している大学はありますが、スポーツができる多目的広場として、市民利用に提供している大学はありません。



[学校施設を活用した多目的広場整備のイメージ]

取組内容

- ・市内にある大学のうち、連携可能な大学と調整を図り、学校施設内の一部を市民が利用できるスポーツもできる多目的広場として整備を行います。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
大学グラウンドの調査・大学との調整	[Progress bar from H21 to H24]			
市民が利用できるグラウンド等の活用		1か所	1か所 (累計:2か所)	1か所 (累計:3か所)

所管課 市民・スポーツ文化局 スポーツ文化部 スポーツ振興課  
(問合せ先: 048-829-1729)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	C
学校施設内一部を活用したスポーツができる多目的広場を整備する。(2か所)	日本大学と広場開設について基本的に合意しましたが、他大学とは協議が整わず、広場の開設にいたりませんでした。		
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内総合大学の3校と協議を行い、意見調整・課題の抽出等を進めました。</li> <li>・日本大学と広場開設について合意し、市・日本大学法学部・地元自治会の3者で検討を進めました。</li> </ul> <p>(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学としての特色を活かした市民利用が図れるような管理運営方法等を検討してまいりました。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設内での整備については、広場の管理運営方法、安全管理などの対応策を引き続き大学と調整する必要があります。</li> <li>・学校としての目的以外の活用については、困難であります。</li> </ul>		<p>達成度及び評価理由</p> <p>・広場の開設に至らなかったため「C」と判断した。</p> <p>(主な成果等)</p> <p>・日本大学と広場開設について合意し、市・日本大学法学部・地元自治会の3者で検討を進めました。</p>	

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
学校施設内の一部を活用したスポーツができる多目的広場を1か所整備します。	日本大学と地元自治会の3者との協定を結び、具体的な利用に向けての調整を行います。 現在調整中の大学以外の単科大学等とも、学校施設内の一部を活用したスポーツもできる多目的広場の開設について、調整します。	目標を未達成

(工程表)

年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
実施事業等				
大学グラウンドの調査・大学との調整	(12月)大学との調整	(1月)埼玉大学との合意	(2月)日本大学との合意	
市民が利用できるグラウンド等の活用		(2月)活用方法の検討		1か所 (累計:1か所)
事業費(千円)	0	0	0	0



38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。  
(4年以内)

《38-6 農業関連施設へのスポーツもできる多目的広場の整備》

数値目標等（取組指標・方針）

- 平成24年度末までに、3か所の市有農業施設の敷地内にスポーツもできる多目的広場を整備します。

現状（平成21年3月末時点）

- 市有農業施設内は、一部の運動広場を除き、芝生広場において安全確保・トラブル防止のため球技等を禁止しています。

（市有農業施設（3か所））

- 農村広場（見沼区）
- 市民の森・見沼グリーンセンター（北区）
- 農業者トレーニングセンター（緑区）



【市民の森・見沼グリーンセンター（北区）】

取組内容

- 平成22年6月に策定予定のスポーツもできる多目的広場の整備方針に基づき、平成24年度末までに、農業施設の敷地内にスポーツもできる多目的広場を3か所整備します。

事業計画（工程表）

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
農業施設内での整備実施手法と事例調査	→			
多目的広場の整備		1か所	1か所	1か所

所管課 経済局 経済部 農業環境整備課（問合せ先：048-829-1377）  
財政局 財政部 用地管財課（問合せ先：048-829-1191）

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績（平成24年3月末時点）

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b
・農業施設の敷地内に多目的広場2か所整備	・農業施設の敷地内に多目的広場2か所整備		
（取組状況） ・市有農業施設の市民の森・見沼グリーンセンター（北区）の「芝生広場」及び農業者トレーニングセンター（緑区）の「緑の広場」をスポーツもできる多目的広場として活用するため、より市民が気軽に楽しむことができるとともに、安全かつ快適に利用できるように、平成24年3月、利用方法等を周知する看板を設置しました。  （市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組）  （課題） ・多目的広場として適正に利用されているか、暫時、注視していく必要があります。		・平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断しました。  （主な成果等）多目的広場として活用	

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
農業施設3か所の多目的広場としての適正な活用	・市ホームページ等において、多目的広場としての活用について更なる周知を図ります。 ・適正に利用されているか適宜確認を行うとともに、安全で快適に利用できるよう管理に努めます。	目標を上回って達成

（工程表）

年度	H21（実績）	H22（実績）	H23（実績）	H24（予定）
実施事業等				
農業施設内での整備実施手法と事例調査	→	→		
多目的広場の整備		1か所（農村広場）	2か所（市民の森・見沼グリーンセンター、農業者トレーニングセンター）	
多目的広場の適正な活用			→	
事業費（千円）	0	200	851	0

39 万全な危機管理体制を構築します。(4年以内)

《39-1 総合防災情報システムの構築》

数値目標等(取組指標・方針)

・平成24年度末までに、災害発生時に迅速で確かな情報の収集と提供を行うため、総合防災情報システムを構築します。

現状(平成21年3月末時点)

・気象情報や震度情報、河川水位情報は、個別に収集していますが、人(職員)の管理や物資の管理、地理情報を備える総合的なシステムは導入していません。



【防災気象情報システム】

取組内容

・新たに、職員参集・安否確認システムや避難場所管理システム、備蓄物資管理システム、防災地理情報システム、被害予測システム、Jアラートなどを整備し、現在運用中の気象情報、震度情報、河川水位情報との統合による効果的かつ効率的な総合防災情報システムを構築します。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
システム導入検討		→			
システムの構築			→		

所管課 総務局 危機管理部 防災課 (問合せ先: 048-829-1126)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

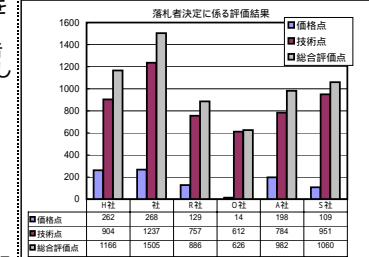
H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b
委託業者の決定 基本設計の実施	総合評価一般方式による入札を実施し、委託業者を決定 システム構築に関する基本設計書を作成		

・平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。

(取組状況)

・平成23年7月に各システム業者に対し、入札前に仕様書案を提示して意見の招請を行い、仕様の問題点、実効性等の確認を行いました。  
・9月に技術点と価格点による総合評価を採用した入札の公告に応じて6社の参加業者があり、11月に委託業者を決定しました。  
・決定した委託業者とともにシステム構築に向けた準備を進め、3月までに基本設計書を作成しました。

(主な成果等)



(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)クラウド方式のシステム仕様により、コストを抑えた調達を実現し、サーバ設置場所の確保に関する課題解消を行いました。

(課題)

・災害時に使用するシステムであるため、障害に強い通信手段の確保が必要となります。

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
詳細設計の実施 導入・稼働に向けた準備	システム構築に関する詳細設計書の作成をします。 稼働に向けたデータ移行、検証作業等を実施し、システムの構築を完了する。	目標をおおむね達成

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
システム導入検討		→			
システムの構築			→		
事業費(千円)		0	0	20,583	37,999

39 万全な危機管理体制を構築します。(4年以内)

《39-2 危機事案発生時の初動体制の確保》

数値目標等(取組指標・方針)

- ・危機事案発生時の初動体制の確保を図るため、平成21年9月から職員の宿日直体制を整備します。
- ・平成21年度中に、職員の動員を速やかに行う職員参集システムを構築します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・危機発生時の動員体制については、電話等による緊急連絡網を整備しています。
- ・夜間・休日等の連絡動員体制については、職員による宿日直体制は導入していません。

【危機事案とは】

市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故(おそれがある場合を含む。)、あるいは、行政の信頼性を損なう事態をいい、以下の三つに大別する。

- 1 災害...暴風、豪雨、地震等や異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等
- 2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態...武力攻撃、武力攻撃の手段に準じて多くの人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態
- 3 緊急事態等...テロ、感染症、環境汚染、行政の信頼を損なう事件・事故

取組内容

- ・平成21年9月から、夜間・休日等に職員を24時間体制で配置することにより、危機事案発生時の速やかな初動体制を確保します。
- ・平成21年度中に、携帯電話へのメール送信による職員参集システムを構築し、初動体制の確保をより万全なものとしします。
- ・平成24年度までに、職員参集システムを総合防災システムに統合します。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
宿日直体制	9月	[進捗バー]			
職員参集システムの構築		[進捗バー]			
総合防災情報システムに統合				[進捗バー]	

所管課 総務局 危機管理部 安心安全課 (問合せ先: 048-829-1125)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b
管理職職員及び宿直専門の再任用職員による2名体制での宿日直を実施 職員参集システムの配信試験・訓練を4回実施	管理職職員及び宿直専門の再任用職員による2名体制での宿日直を実施 職員参集システムの配信試験・訓練を4回実施	平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断。	
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿直専門の再任用職員を3名配置するとともに、危機事案発生時の対応方法を習得するため、新たに宿日直を行う対象者に対する研修を5月に実施しました。</li> <li>・職員参集システムについて、危機事案発生時に迅速に返信することができるよう、総合防災訓練や九都県市図上訓練の実施等に合わせ、配信試験・訓練を4回実施しました。</li> </ul> <p>(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿日直体制について、対象職員の対応能力の向上を図るため、継続して研修を実施する必要があります。</li> <li>・職員参集システムについて、対象職員が迅速に返信することができるよう習熟度を高めるため、継続して訓練を実施する必要があります。</li> </ul>		<p>(主な成果等)</p> <p>職員参集システムのイメージ</p> <p>対策本部会議等の開催 職員参集</p> <p>返信</p> <p>皆さん、参集してください!</p> <p>幹部職員 幹部職員 幹部職員</p>	

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み																								
・宿直専門の再任用職員を現行の3名から4名に増員 ・職員参集システムの配信試験・訓練を4回実施するとともに、総合防災情報システムへの統合を実施	・宿直専門の再任用職員を4名に増員し、業務知識・経験の蓄積や共有化を図るとともに、宿日直対象者へ研修を実施し、体制の強化を図ります。 ・職員参集システムの配信試験・訓練を様々な案を想定し、4回実施します。	目標をおおむね達成																								
<p>(工程表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事業等</th> <th>年度</th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(実績)</th> <th>H23(実績)</th> <th>H24(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿日直体制</td> <td></td> <td colspan="4">[進捗バー]</td> </tr> <tr> <td>職員参集システムの構築・運用</td> <td>2月</td> <td colspan="4">[進捗バー]</td> </tr> <tr> <td>総合防災情報システムに統合</td> <td></td> <td colspan="4">[進捗バー]</td> </tr> </tbody> </table>			実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)	宿日直体制		[進捗バー]				職員参集システムの構築・運用	2月	[進捗バー]				総合防災情報システムに統合		[進捗バー]			
実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)																					
宿日直体制		[進捗バー]																								
職員参集システムの構築・運用	2月	[進捗バー]																								
総合防災情報システムに統合		[進捗バー]																								
事業費(千円)	3,025	8,271	13,694	17,344																						

39 万全な危機管理体制を構築します。(4年以内)

《39-3 防災ボランティアコーディネーターの養成と避難場所運営体制の構築》

数値目標等(取組指標・方針)

- ・平成24年度末までに、防災ボランティアコーディネーター(注1)を600人、防災士(注2)を500人養成します。
- ・避難場所の運営体制を構築するため、平成24年度末までに、避難場所運営委員会(注3)を公民館を除くすべての避難場所へ設置します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・防災ボランティアコーディネーターの養成は、行っていません。
- ・住民主体の避難場所運営のため、99か所の避難場所に避難場所運営委員会が設置されています。

避難場所の区分		
避難場所(公民館を除く) 196か所		
学校	小学校	103校
	中学校	57校
	高等学校	23校
	その他	13施設
公民館		54か所

取組内容

- ・防災ボランティアコーディネーター600人を養成するため、自主防災組織からの参加者などを対象とした、養成研修を実施します。
- ・地域の避難場所運営委員会の核となって活動する防災士500人を養成するため、防災士養成研修講座を実施します。
- ・自主防災組織などと協議を行い、平成24年度末までに、公民館を除くすべての避難場所(196か所)に避難場所運営委員会を設置します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
防災ボランティアコーディネーター養成研修		200人	200人 (累計:400人)	200人 (累計:600人)
防災士養成研修講座	50人	150人 (累計:200人)	150人 (累計:350人)	150人 (累計:500人)
避難場所運営委員会設置 (既存設置数:99か所)	19か所 (累計:118か所)	26か所 (累計:144か所)	26か所 (累計:170か所)	26か所 (累計:196か所)

- (注1)防災ボランティアコーディネーターとは、災害発生時にボランティアとの調整を図るため、被災者とボランティアのかけはしとなる役割を果たすもの。
- (注2)防災士とは、防災力向上のための活動を行う十分な意識・知識・技能を有する者として、防災士認証規準に基づき認定される者。
- (注3)避難場所運営委員会とは、市内小中学校などを拠点として地震災害時の避難生活に備え、自主的な訓練その他の活動を行うため、避難区域の自主防災組織を主体に構成するもの。

所管課 総務局 危機管理部 防災課 (問合せ先:048-829-1126・1127)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	a																																																												
防災ボランティアコーディネーター200人、防災士150人を養成する 避難場所運営委員会を35か所設置する	防災ボランティアコーディネーター197人、防災士148人を養成 避難場所運営委員会を58か所設置		・平成23年度の避難場所運営委員会の数値目標を大幅に上回って設置したことから「a」と判断した。																																																												
(取組状況) ・防災ボランティアコーディネーターを養成するため、11月及び12月に研修講座を4回開催し、197人を養成しました。 ・防災士(防災アドバイザー)を養成するため、1月に3日間の日程で研修講座を開催し、148人を養成しました。 ・避難場所運営委員会を58か所設置しました。		(主な成果等) H24.3.31現在																																																													
(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組) ・地域での防災活動のため、継続的なフォローアップが必要なことから、防災ボランティアコーディネーター中級編や防災アドバイザー意見交換会を開催し、合わせて167人が参加しました。 (課題) 避難場所運営委員会について、事業の周知・啓発等に努めたものの、設置に関して地域の理解を得るのに時間を要することや設置後の継続的な活動を維持していくことなどが課題です。		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>防災士養成人数</th> <th>防災ボランティアコーディネーター養成人数</th> <th>避難場所運営委員会設置数</th> <th>避難場所運営委員会未設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西区</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>14</td> <td>20</td> <td>11</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大宮区</td> <td>11</td> <td>26</td> <td>14</td> <td>達成済</td> </tr> <tr> <td>見沼区</td> <td>18</td> <td>31</td> <td>8</td> <td>達成済</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>桜区</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>浦和区</td> <td>19</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>達成済</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>達成済</td> <td>達成済</td> </tr> <tr> <td>岩槻区</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>達成済</td> <td>達成済</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>148</td> <td>197</td> <td>58</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>			防災士養成人数	防災ボランティアコーディネーター養成人数	避難場所運営委員会設置数	避難場所運営委員会未設置数	西区	12	12	13	1	北区	14	20	11	1	大宮区	11	26	14	達成済	見沼区	18	31	8	達成済	中央区	10	16	1	5	桜区	12	10	3	2	浦和区	19	30	3	達成済	南区	23	24	5	3	緑区	15	18	達成済	達成済	岩槻区	14	10	達成済	達成済	合計	148	197	58	12
	防災士養成人数	防災ボランティアコーディネーター養成人数	避難場所運営委員会設置数	避難場所運営委員会未設置数																																																											
西区	12	12	13	1																																																											
北区	14	20	11	1																																																											
大宮区	11	26	14	達成済																																																											
見沼区	18	31	8	達成済																																																											
中央区	10	16	1	5																																																											
桜区	12	10	3	2																																																											
浦和区	19	30	3	達成済																																																											
南区	23	24	5	3																																																											
緑区	15	18	達成済	達成済																																																											
岩槻区	14	10	達成済	達成済																																																											
合計	148	197	58	12																																																											

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み		
防災ボランティアコーディネーター200人、防災士150人を養成する 避難場所運営委員会を12か所設置する	・防災ボランティアコーディネーターを養成するための研修講座を開催し200人養成する ・防災士(防災アドバイザー)を養成するための研修講座を開催し150人養成する ・避難場所運営委員会を14か所設置する	目標をおおむね達成		
年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
実施事業等				
防災ボランティアコーディネーター養成研修		198人	197人 (累計:395人)	200人 (累計:600人)
防災士養成研修講座	H22.1講座開催 (63名養成)	137人 (累計:200人)	148人 (累計:348人)	150人 (累計:500人)
避難場所運営委員会設置 (既存設置数:99か所)	10か所 (累計:114か所)	12か所 (累計:126か所)	58か所 (累計:184か所)	12か所 (累計:196か所)
事業費(千円)	3,518	8,862	11,099	12,565

39 万全な危機管理体制を構築します。(4年以内)

《39-4 災害時要援護者への支援》

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成23年度までに、災害時要援護者への支援を充実するため、「個別避難支援プラン作成マニュアル」を策定します。

現状(平成21年3月末時点)

- 災害時の要援護者名簿は、配布していません。



取組内容

- 平成21年度は、災害時要援護者のうち、高齢者(65歳以上)の単身者及び高齢者のみの世帯の名簿を作成し、支援活動の中心となる各自主防災組織へ配布します。
- 平成22年度は、災害時要援護者のうち、障害者を対象とした名簿を作成します。
- 平成23年度は、日頃の見守り活動や災害時の安否確認・避難誘導等に活用するための「個別避難支援プラン作成マニュアル」を策定します。
- 平成24年度は、各自主防災組織への個別避難支援プラン作成の要請・支援を行います。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
災害時要援護者(高齢者)名簿配布・更新	→			
災害時要援護者(障害者)名簿作成		→		
「個別避難支援プラン作成マニュアル」の策定			→	
「個別避難支援プラン」作成の要請・支援				→

所管課 総務局 危機管理部 防災課 (問合せ先: 048-829-1126)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b																																																																
更新した災害時要援護者名簿の配布を行うとともに、日頃の見守り活動や災害時の安否確認・避難誘導等に活用するための「個別避難支援プラン作成マニュアル」を策定する。	・更新した災害時要援護者名簿の配布 ・日頃の見守り活動や災害時の安否確認・避難誘導等に活用するための「個別避難支援プラン作成マニュアル」を策定																																																																		
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度に実施したモデル地区での意見等を踏まえ、個別避難支援マニュアルを作成し、3月に開催した災害時要援護者名簿活用方法等検討会において、今後の方針や取組等を説明しました。</li> </ul> <p>(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>名簿の配布については、地域の負担を考慮し、最寄りの区役所で行うこととしました。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別避難支援プランの作成に当たっては、地域コミュニティの役割が重要となるが、共助の考え方に基づく任意の協力であるため、支援者になる方々自身が支援できなかった場合の責任を重く考えて、支援者の役割を引き受けられない恐れがある。</li> </ul>		<p>(主な成果等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区名</th> <th colspan="4">災害時要援護者名簿名簿登録人数</th> </tr> <tr> <th>平成21年度調査</th> <th>同意割合</th> <th>平成23年度調査</th> <th>同意割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西区</td> <td>4,842</td> <td>84.8%</td> <td>5,638</td> <td>79.0%</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>5,711</td> <td>69.1%</td> <td>7,580</td> <td>83.1%</td> </tr> <tr> <td>大宮区</td> <td>5,332</td> <td>69.1%</td> <td>6,698</td> <td>81.9%</td> </tr> <tr> <td>見沼区</td> <td>8,561</td> <td>80.1%</td> <td>10,769</td> <td>84.2%</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>4,946</td> <td>92.5%</td> <td>6,182</td> <td>95.8%</td> </tr> <tr> <td>桜区</td> <td>4,239</td> <td>77.3%</td> <td>5,442</td> <td>84.7%</td> </tr> <tr> <td>浦和区</td> <td>7,831</td> <td>79.9%</td> <td>9,051</td> <td>83.2%</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>6,569</td> <td>68.0%</td> <td>8,734</td> <td>82.5%</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>3,996</td> <td>75.8%</td> <td>4,990</td> <td>78.3%</td> </tr> <tr> <td>岩槻区</td> <td>6,854</td> <td>88.7%</td> <td>8,562</td> <td>84.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>58,881</td> <td>77.8%</td> <td>73,646</td> <td>83.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断。</p>		区名	災害時要援護者名簿名簿登録人数				平成21年度調査	同意割合	平成23年度調査	同意割合	西区	4,842	84.8%	5,638	79.0%	北区	5,711	69.1%	7,580	83.1%	大宮区	5,332	69.1%	6,698	81.9%	見沼区	8,561	80.1%	10,769	84.2%	中央区	4,946	92.5%	6,182	95.8%	桜区	4,239	77.3%	5,442	84.7%	浦和区	7,831	79.9%	9,051	83.2%	南区	6,569	68.0%	8,734	82.5%	緑区	3,996	75.8%	4,990	78.3%	岩槻区	6,854	88.7%	8,562	84.9%	合計	58,881	77.8%	73,646	83.7%
区名	災害時要援護者名簿名簿登録人数																																																																		
	平成21年度調査	同意割合	平成23年度調査	同意割合																																																															
西区	4,842	84.8%	5,638	79.0%																																																															
北区	5,711	69.1%	7,580	83.1%																																																															
大宮区	5,332	69.1%	6,698	81.9%																																																															
見沼区	8,561	80.1%	10,769	84.2%																																																															
中央区	4,946	92.5%	6,182	95.8%																																																															
桜区	4,239	77.3%	5,442	84.7%																																																															
浦和区	7,831	79.9%	9,051	83.2%																																																															
南区	6,569	68.0%	8,734	82.5%																																																															
緑区	3,996	75.8%	4,990	78.3%																																																															
岩槻区	6,854	88.7%	8,562	84.9%																																																															
合計	58,881	77.8%	73,646	83.7%																																																															

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み		
自主防災組織連絡協議会等を通じた個別避難支援プランに関する説明会の実施 個別避難支援プランの作成を促すため、災害時要援護者の避難誘導訓練を各区1か所、計10か所で実施	・平成24年度は、自主防災組織連絡協議会などの場を通じて、個別避難支援プラン作成の必要性を説明し、順次地域に対しての作成支援を行う。	目標をおおむね達成		
<b>(工程表)</b>				
年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
実施事業等				
災害時要援護者(高齢者)名簿配布・更新	H21.6月	H22.3月	H24.3月	→
災害時要援護者(障害者)名簿作成				→
「個別避難支援プラン作成マニュアル」の策定			→	
「個別避難支援プラン」作成の要請・支援		モデル地区で作成		→
事業費(千円)	0	0	0	0

39 万全な危機管理体制を構築します。(4年以内)

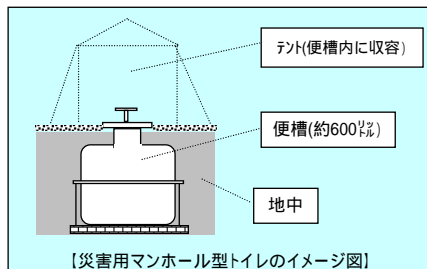
《39-5 マンホールトイレの整備》

数値目標等(取組指標・方針)

・平成24年度末までに、避難場所である市立小・中・高等学校100校に600基の災害用マンホール型トイレ(注1)を整備します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・避難場所には、組み立て式トイレや簡易トイレが2,922基整備されています。
- ・災害用マンホール型トイレは、平成21年度から5年間で市立学校90校に540基を整備する計画となっています。



取組内容

- ・平成21年度から6年間で、避難場所である市立小・中・高等学校全162校に災害用マンホール型トイレの整備を進めます。
- ・平成24年度までの4年間では、100校を対象に1校当たり6基の設置を基本に合計600基の災害用マンホール型トイレの整備を行います。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
災害用マンホール型トイレの整備	10校60基	30校180基 (累計:40校240基)	30校180基 (累計:70校420基)	30校180基 (累計:100校600基)

(注1)災害用マンホール型トイレとは、ライフラインが途絶するような大規模災害時に必要に応じて設置する仮設トイレで、平常時はマンホール型の蓋の中に必要な機材を収納しており、災害時等に、マンホールの中から機材を取り出してトイレとして使用できる設備。

所管課 総務局 危機管理部 防災課 (問合せ先:048-829-1127)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b
・平成24年3月までに、各区3校、計30校の避難場所に180基設置する。	・平成24年3月までに、各区3校、計30校の避難場所に202基設置した。		
(取組状況) 平成24年3月までに、各区3校、計30校の避難場所に202基を設置した。 地域住民への説明及び訓練は、平成24年度中に各区総務課にて順次開催する。  (市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組) ・災害発生から復旧・復興・支援等の目安である概ね3日間までの対応に配慮した整備を行った。  (課題) ・便槽型のマンホールトイレについては、便槽の定期的な点検や災害時のし尿処理等が必要となります。また、トイレ対策を充実させるためには、組立式トイレ、簡易トイレ及び便袋等の備蓄を併行して計画に進めるなど、複数のタイプで準備する必要があります。		平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断。  (主な成果等) 平成23年度 設置箇所一覧 西 区 宮前小、大宮西小、植水小 北 区 大宮別所小、土呂中、植竹小 大宮区 大宮北中、大宮北小、上小小 見沼区 見沼小、大砂土中、片柳中 中央区 上落合小、与野本町小、与野南小 桜 区 神田小、上大久保中、田島小 浦和区 木崎中、上木崎小、仲町小 南 区 辻小、辻南小、文蔵小 緑 区 芝原小、三室小、原山小 岩槻区 柏崎小、新和小、城南小	

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み		
・平成25年3月までに、各区3校、計30校の避難場所に180基を設置する。	・平成25年3月までに、避難場所である市立小・中・高等学校30校に1校あたり6基の設置を基本に災害用マンホール型トイレの整備する。	目標をおおむね達成		
(工程表)				
年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
実施事業等				
災害用マンホール型トイレの整備	10校67基	30校192基 (累計:40校256基)	30校202基 (累計:70校461基)	30校180基 (累計:100校641基)
事業費(千円)	33,432	117,000	117,870	126,500

39 万全な危機管理体制を構築します。(4年以内)

《39-7 地域防犯ステーションなどの増設と自主防犯パトロールの促進》

数値目標等(取組指標・方針)

- ・平成24年度末までに、安心・安全なまちづくりを推進するため、地域防犯ステーションや公共施設などを利用した防犯パトロール拠点施設を15か所増やし、20か所とします。
- ・平成24年度までに、自主防犯活動団体を760団体にします。

現状(平成21年3月末時点)

- ・市内5か所の廃止交番を地域防犯ステーションとして、自主防犯活動団体に提供しています。
- ・自主防犯活動団体は、694団体です。



【高砂防犯ステーションの活動状況(浦和区)】

取組内容

- ・地域防犯ステーションや防犯パトロール拠点施設については、1中学校区に1か所の57か所の設置を目指し、各地域の設置状況や防犯活動の状況などに基づき、施設が必要な場所を検討し、平成24年度末までに新たに15か所設置します。
- ・自主防犯活動団体に対して、地域情報や活動の場を提供するとともに、地域防犯活動助成金の交付を行います。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
防犯パトロール拠点施設の検討・設置	1か所 (累計:6か所)	5か所 (累計:11か所)	5か所 (累計:16か所)	4か所 (累計:20か所)	
	6団体 (累計:700団体)	20団体 (累計:720団体)	20団体 (累計:740団体)	20団体 (累計:760団体)	

(注1)中学校区とは、市内の各中学校の通学区域のこと。

所管課 市民・スポーツ文化局 市民生活部 交通防犯課 (問合せ先:048-829-1219)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	進捗度	加点・減点	7点																		
パトロール拠点施設の検討・設置 5か所(累計16か所) 自主防犯活動団体数 24団体増(累計740団体)	パトロール拠点施設の検討・設置 4か所(累計15か所) 自主防犯活動団体数 26団体増(累計742団体)	b																				
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯パトロール拠点施設については、廃止交番6か所を防犯ステーションとして設置しました。また、関係機関と連携し、施設の設置について検討を行いました。</li> <li>・市民防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を図るため、各種イベントやキャンペーン、市民大会(11月)において、広報・啓発活動を行いました。また、自主防犯活動団体に助成金を交付し、活動を支援しました。そして、ホームページをリニューアルしたり、助成金の周知や自主防犯活動の啓発リーフレット等を公共施設等に設置し、広報・啓発活動を充実させた結果、自主防犯活動団体は26団体増加しました。</li> </ul> <p>(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防犯活動団体の数を増やすため、ホームページをリニューアルしたり、助成金の周知や自主防犯活動の啓発リーフレット等を公共施設等に設置しました。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防犯活動団体の高齢化が進んでいることから、関係機関と連携し、若い年齢層に対し、さらなる啓発活動が必要です。</li> </ul>		<p>(主な成果等)</p> <p>自主防犯活動団体数(各年12月末現在)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><td>平成20年</td><td>21年</td><td>22年</td><td>23年</td></tr> <tr><th>団体数</th><td>681</td><td>721</td><td>716</td><td>742</td></tr> </table> <p>【刑法犯認知件数の推移】</p> <table border="1"> <tr><td>H16(34,613件)</td><td>H20(21,366件)</td></tr> <tr><td>H17(29,487件)</td><td>H21(19,647件)</td></tr> <tr><td>H18(24,273件)</td><td>H22(18,323件)</td></tr> <tr><td>H19(22,188件)</td><td>H23(17,316件)</td></tr> </table>			年度	平成20年	21年	22年	23年	団体数	681	721	716	742	H16(34,613件)	H20(21,366件)	H17(29,487件)	H21(19,647件)	H18(24,273件)	H22(18,323件)	H19(22,188件)	H23(17,316件)
年度	平成20年	21年	22年	23年																		
団体数	681	721	716	742																		
H16(34,613件)	H20(21,366件)																					
H17(29,487件)	H21(19,647件)																					
H18(24,273件)	H22(18,323件)																					
H19(22,188件)	H23(17,316件)																					

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み			
パトロール拠点施設の検討・設置 5か所(累計20か所) 自主防犯活動団体数 18団体増(累計760団体)	・安心・安全なまちづくりを推進するため、地域の防犯活動の状況に基づき、関係機関と連携し、防犯パトロール拠点を必要場所を検討・設置していくとともに、広報・啓発、支援活動を継続し自主防犯活動団体を増やします。	b			
<b>(工程表)</b>					
実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
防犯パトロール拠点施設の検討・設置	1か所 (累計:6か所)	5か所 (累計:11か所)	4か所 (累計:15か所)	5か所 (累計:20か所)	
	27団体 (累計:721団体)	5団体 (累計:716団体)	26団体 (累計:742団体)	18団体 (累計:760団体)	
自主防犯活動団体数					
事業費(千円)		12,442	13,409	14,269	16,160

40 民間住宅の耐震化補助事業を拡充します。(すぐ)

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成21年度末までに、民間住宅の耐震化を推進するため、耐震化補助事業の見直しを行い、平成22年度から耐震補強等助成事業を拡充します。

現状(平成21年3月末時点)

- 昭和56年以前に建築された民間住宅の耐震診断や耐震補強工事の補助事業・木造戸建住宅に対する耐震診断事業を実施しています。

【住宅の耐震性の状況】 (単位:戸)

種類	基準年(平成19年度)				
	旧耐震基準 (S56)	耐震性が 不十分 (=a-c)	耐震性 あり (c)	新耐震基準 (S57~)	計
戸建住宅	61,700	54,300	7,400	157,900	219,600
共同住宅	45,800	19,200	26,600	193,900	239,700
住宅合計	107,500	73,500	34,000	351,800	459,300

取組内容

- 市民にとって利用しやすい制度となるよう、戸建住宅の建替えに対する補助制度の創設や耐震化補助事業の拡充を行います。
- 耐震補強工事を実施することが困難な民間住宅に対して、耐震シェルター(注1)の設置補助制度を創設します。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
耐震化補助事業の見直し		→			
拡充補助事業の実施			→	→	→
建替え補助事業の創設			4月 実施		
耐震シェルター設置補助制度の創設			4月 実施		

(注1)耐震シェルターとは、寝室など住宅の一部に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の安全を守る機能を有する箱型の構造物。住宅本体に、手を加えることがないため、短期間で設置することが可能。

所管課 建設局 建築部 建築総務課 (問合せ先: 048-829-1539)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b																																																																
(予算措置件数) 耐震診断(戸建住宅) 派遣 600棟/補助 10棟 " (共同住宅等) 1棟(40戸) 耐震改修(戸建住宅) 40棟 " (共同住宅等) 1棟(40戸) 建替え(戸建住宅) 50棟 耐震シェルター 1棟	(実施件数) 派遣: 775棟 補助: 67棟 8棟(82戸) 48棟 1棟(11戸) 51棟 5棟	達成度	b																																																																
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度末に制度を拡充した「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱」を10月に改訂し、戸建住宅の耐震補強工事について助成率を23%から1/2、助成限度額を60万円から120万円に引き上げ、また、共同住宅等の耐震補強工事についても同様に助成率を23%から1/2、助成限度額を1戸当たり30万円から60万円に引き上げるなど、助成事業の拡充を行いました。</li> <li>広報・啓発活動については、従来の自治会を通じた全戸回覧、各区防災訓練での周知に加え、耐震診断を実施した戸建住宅の所有者への郵送での案内、出前講座の実施や耐震アドバイザーの派遣などを行いました。</li> </ul> <p>(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸建住宅、共同住宅等の耐震補強設計や補強工事について、市民の費用負担を軽減し利用しやすい制度となるよう、補助率及び補助限度額を引き上げました。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首都直下地震発生時の切迫性が高まるなか、市民への耐震化に関する情報提供や、耐震化促進のための啓発活動をさらに強化する必要があります。</li> </ul>		<p>(主な成果等)</p> <p>平成23年度耐震補強等助成事業の拡充前後の比較(申請ベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10月からの補助額及び補助限度額の引上げにより、年度後半の10月から1月の申請状況は、平成24年度の耐震補強工事や建替え工事実施に向けた耐震診断や耐震補強設計の申請件数が増加している。</li> <li>なお、国への補助手続きの簡便化から、実績報告書の提出期限を1月末としている。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月~9月 [新発案]</th> <th>10月~1月 [新発案]</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震診断</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸建住宅</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>診断員派遣制度</td> <td>523棟</td> <td>299棟</td> <td>822棟</td> </tr> <tr> <td>補助金交付制度</td> <td>44棟</td> <td>29棟</td> <td>73棟</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等</td> <td>3棟(16戸)</td> <td>5棟(66戸)</td> <td>8棟(82戸)</td> </tr> <tr> <td>耐震補強設計(耐震補強工事との併発物件を含む)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸建住宅</td> <td>16棟</td> <td>17棟</td> <td>33棟</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等</td> <td>1棟(11戸)</td> <td>0棟(0戸)</td> <td>1棟(11戸)</td> </tr> <tr> <td>耐震補強工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸建住宅</td> <td>32棟</td> <td>19棟</td> <td>51棟</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等</td> <td>0棟(0戸)</td> <td>1棟(11戸)</td> <td>1棟(11戸)</td> </tr> <tr> <td>建替え工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸建住宅</td> <td>44棟</td> <td>10棟</td> <td>54棟</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等</td> <td>0棟(0戸)</td> <td>0棟(0戸)</td> <td>0棟(0戸)</td> </tr> <tr> <td>耐震シェルター (戸建住宅を対象)</td> <td>3棟</td> <td>2棟</td> <td>5棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:平成23年10月に補助率、補助限度額の引上げを行なった事業</p>			4月~9月 [新発案]	10月~1月 [新発案]	合計	耐震診断				戸建住宅				診断員派遣制度	523棟	299棟	822棟	補助金交付制度	44棟	29棟	73棟	共同住宅等	3棟(16戸)	5棟(66戸)	8棟(82戸)	耐震補強設計(耐震補強工事との併発物件を含む)				戸建住宅	16棟	17棟	33棟	共同住宅等	1棟(11戸)	0棟(0戸)	1棟(11戸)	耐震補強工事				戸建住宅	32棟	19棟	51棟	共同住宅等	0棟(0戸)	1棟(11戸)	1棟(11戸)	建替え工事				戸建住宅	44棟	10棟	54棟	共同住宅等	0棟(0戸)	0棟(0戸)	0棟(0戸)	耐震シェルター (戸建住宅を対象)	3棟	2棟	5棟
	4月~9月 [新発案]	10月~1月 [新発案]	合計																																																																
耐震診断																																																																			
戸建住宅																																																																			
診断員派遣制度	523棟	299棟	822棟																																																																
補助金交付制度	44棟	29棟	73棟																																																																
共同住宅等	3棟(16戸)	5棟(66戸)	8棟(82戸)																																																																
耐震補強設計(耐震補強工事との併発物件を含む)																																																																			
戸建住宅	16棟	17棟	33棟																																																																
共同住宅等	1棟(11戸)	0棟(0戸)	1棟(11戸)																																																																
耐震補強工事																																																																			
戸建住宅	32棟	19棟	51棟																																																																
共同住宅等	0棟(0戸)	1棟(11戸)	1棟(11戸)																																																																
建替え工事																																																																			
戸建住宅	44棟	10棟	54棟																																																																
共同住宅等	0棟(0戸)	0棟(0戸)	0棟(0戸)																																																																
耐震シェルター (戸建住宅を対象)	3棟	2棟	5棟																																																																
<p>H24年度の主な目標と今後の取組内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H24年度 主な目標等</th> <th>取組内容</th> <th>4年間の達成度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(予算措置件数) 耐震診断(戸建住宅) 派遣: 600棟/補助: 30棟 " (共同住宅等) 4棟(160戸) 耐震改修(戸建住宅) 80棟 " (共同住宅等) 1棟(40戸)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震災害に強い街づくりを推進するため、引続き民間住宅の耐震診断や耐震改修などに要する費用の一部を助成するとともに、耐震化に関する情報提供や啓発活動を積極的に実施します。</li> </ul> </td> <td> <p>達成度の見込み</p> <p>目標をおおむね達成</p> </td> </tr> </tbody> </table>		H24年度 主な目標等	取組内容	4年間の達成度	(予算措置件数) 耐震診断(戸建住宅) 派遣: 600棟/補助: 30棟 " (共同住宅等) 4棟(160戸) 耐震改修(戸建住宅) 80棟 " (共同住宅等) 1棟(40戸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震災害に強い街づくりを推進するため、引続き民間住宅の耐震診断や耐震改修などに要する費用の一部を助成するとともに、耐震化に関する情報提供や啓発活動を積極的に実施します。</li> </ul>	<p>達成度の見込み</p> <p>目標をおおむね達成</p>																																																												
H24年度 主な目標等	取組内容	4年間の達成度																																																																	
(予算措置件数) 耐震診断(戸建住宅) 派遣: 600棟/補助: 30棟 " (共同住宅等) 4棟(160戸) 耐震改修(戸建住宅) 80棟 " (共同住宅等) 1棟(40戸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震災害に強い街づくりを推進するため、引続き民間住宅の耐震診断や耐震改修などに要する費用の一部を助成するとともに、耐震化に関する情報提供や啓発活動を積極的に実施します。</li> </ul>	<p>達成度の見込み</p> <p>目標をおおむね達成</p>																																																																	
<p>(工程表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事業等</th> <th>年度</th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(実績)</th> <th>H23(実績)</th> <th>H24(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化補助事業の見直し</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡充補助事業の実施</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>建替え補助事業の創設・実施</td> <td></td> <td></td> <td>3月要綱案策定</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>耐震シェルター設置補助制度の創設・実施</td> <td></td> <td></td> <td>3月要綱案策定</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円)</td> <td></td> <td>76,141</td> <td>111,335</td> <td>214,625</td> <td>398,300</td> </tr> </tbody> </table>				実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)	耐震化補助事業の見直し		→				拡充補助事業の実施			→	→	→	建替え補助事業の創設・実施			3月要綱案策定	→	→	耐震シェルター設置補助制度の創設・実施			3月要綱案策定	→	→	事業費(千円)		76,141	111,335	214,625	398,300																												
実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)																																																														
耐震化補助事業の見直し		→																																																																	
拡充補助事業の実施			→	→	→																																																														
建替え補助事業の創設・実施			3月要綱案策定	→	→																																																														
耐震シェルター設置補助制度の創設・実施			3月要綱案策定	→	→																																																														
事業費(千円)		76,141	111,335	214,625	398,300																																																														



42 市内照明のLED化率全国1位を目指します。(4年以内)

数値目標等(取組指標・方針)

- ・平成24年度末までに、エネルギー削減効率の高い市有施設のLED化率(注1)を10%とします。
- ・平成24年度末までに、街路灯について4,000灯のLED化を図ります。

現状(平成21年3月末時点)

- ・平成20年度は、省エネルギー型照明として高い効果が期待されているLED照明の普及促進の事業化について検討を行いました。導入した施設はありません。



取組内容

- ・先行事業として、さいたま新都心駅コンコース周辺の照明のLED化を図ります。
- ・エネルギー削減効率の高い市有施設の照明、特に水銀灯を中心にLED化を図ります。
- ・照明器具の交換時期を迎えた街路灯を中心にLED化を図ります。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
さいたま新都心駅LED化事業	LED500灯			
市有施設LED化		改修対象 2施設	改修対象 3施設	改修対象 3施設
街路灯LED化	LED1,000灯	LED1,000灯 (累計:2,000灯)	LED1,000灯 (累計:3,000灯)	LED1,000灯 (累計:4,000灯)


(注1)エネルギー削減効率の高い市有施設のLED化率とは、市立小中学校を除く、延床面積が2,000㎡以上の施設で、建設から3年以上が経過した施設など80施設におけるLED導入市有施設の割合のこと。

所管課 環境局 環境共生部 地球温暖化対策課 (問合せ先: 048-829-1324)  
市民・スポーツ文化局 市民生活部 交通防犯課 (問合せ先: 048-829-1219)  
環境局 施設部 大宮南部浄化センター (問合せ先: 048-646-6030)  
都市局 都市計画部 都市交通課 (問合せ先: 048-829-1399)  
教育委員会 生涯学習総合センター (問合せ先: 048-643-5651)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	a
市有施設3施設のLED化 LED街路灯1,000灯設置	市有施設3施設のLED化 (大宮南部浄化センター、大宮駅西口桜木自転車駐輪場、岩槻本丸公民館) LED街路灯4,680灯設置		・平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等を大幅に上回って進捗したので、「a」と判断しました。
(取組状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大宮南部浄化センター(339灯)と大宮駅西口桜木町自転車駐輪場(290灯)、岩槻本丸公民館(403灯)の照明をLED化しました。3施設の合計年間推定電気削減量は約96,000kwhとなります。</li> <li>・平成23年度、4,680灯のLED街路灯を設置し、市内のLED街路灯を7,537灯としました。街路灯1本あたりの年間推定電気削減量は約40kwhとなります。</li> </ul>		(主な成果等)
(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED街路灯について、新しい電気料金区分を活用しながら、既存街路灯の照度を考慮し、LED灯への交換を実施するとともに、設置コストの削減にも寄りました。</li> </ul>		 (LED街路灯設置例)
(課題)	市有施設LED化について、施設を供用しながらの施工となるため、施設利用者に対して事故やトラブルのないよう、綿密な工程管理や安全管理が求められます。		

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
市有施設3施設のLED化 LED街路灯1,000灯の設置	東大宮コミュニティセンター、うらわ美術館、岸町公民館のLED化 LED街路灯について、これまでと同様の取組により、H24年度の目標を達成する。	目標を上回って達成

(工程表)

年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
実施事業等				
さいたま新都心駅LED化事業	LED244灯			
市有施設LED化		改修対象 2施設 LED636灯	改修対象 3施設 LED1,032灯	改修対象 3施設
街路灯LED化	LED1,091灯 (累計:1,251灯)	LED1,606灯 (累計:2,857灯)	LED4,680灯 (累計:7,537灯)	LED1,000灯 (累計:8,537灯)
事業費(千円)	205,282	120,437	225,401	211,800

43 太陽光発電設備の設置を推進します。(4年以内)

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成24年度末までに、太陽光発電設備を設置する市有施設を22施設460kW増やし、太陽光発電能力を170kWから630kWにします。
- 平成23年度末までに、住宅用太陽光発電設備設置補助を継続し、太陽光発電能力を戸建(4kW)1,375戸に相当する総計5,500kWにします。

現状(平成21年3月末時点)

- 太陽光発電による化石エネルギーの消費削減は、環境負荷低減に寄与することから積極的に取り組んでいます。
- 市有施設における太陽光発電設備設置は、25施設で太陽光発電能力は、合計170kWです。住宅用太陽光発電設備設置補助制度は、導入していません。

施設名	発電電力	用途	施設名	発電電力	用途
1 若槻環境センター	3,000kW	リサイクル施設内照明	14 健康科学センター 保健所	3,000kW	施設内電灯への取付
2 七里コミュニティセンター	3,340kW	事務所内照明	15 辻南小学校	30,000kW	校舎内照明灯
3 医療コミュニティセンター	3,340kW	南ラウンジ照明	16 持谷公民館	5,500kW	施設内電灯への取付
4 香野中学校	6,000kW	屋外照明灯等	17 宮原小学校	10,000kW	校舎内照明灯
5 馬宮コミュニティセンター	3,000kW	館内照明	18 潮和消防団の出発所	10,000kW	庁舎内照明灯
6 しんまふ公園	0,800kW	トイレ電源供給	19 大宮消防大成出張所	10,000kW	庁舎内照明灯
7 大砂土東小学校	0,400kW	展示室・康楽室等	20 合併記念児童公園	0,450kW	屋外街路灯
8 大久保公民館	1,220kW	外灯・街路灯	21 さいたま市民医療センター	10,000kW	照明
9 新大宮聖苑	5,000kW	施設内電灯への取付	22 つばき小学校	30,000kW	照明
10 緑消防署美園出張所	10,000kW	屋外照明灯	23 アザナス	9,500kW	照明
11 西部複合施設駐車場	2,400kW	外灯	24 うねうね公園	0,450kW	屋外街路灯
12 片柳コミュニティセンター	10,000kW	施設内電灯への取付	25 田島東公園	0,450kW	時計用
13 動物愛護ふれあいセンター	0,400kW	屋外照明灯	計	168.4kW	

取組内容

- 平成21年度に太陽光発電設備設置可能性の調査を行い、平成22年度から、市有施設(市立小・中学校分を除く)に太陽光発電設備を年2施設設置します。
- 平成24年度まで、市立小・中学校に太陽光発電設備を年4施設設置します。
- 平成23年度まで、住宅用太陽光発電設備設置補助制度を継続します。

事業計画(工程表)




年度	H21	H22	H23	H24
市有施設への設置 (既存20施設90kW)	調査	2施設 100kW (累計:22施設190kW)	2施設 100kW (累計:24施設290kW)	2施設 100kW (累計:26施設390kW)
市立小・中学校への設置 (既存5施設80kW)	4施設 40kW (累計:9施設 120kW)	4施設 40kW (累計:13施設 160kW)	4施設 40kW (累計:17施設 200kW)	4施設 40kW (累計:21施設 240kW)
住宅用太陽光発電 への設備補助	2,000kW	2,000kW (累計:4,000kW)	1,500kW (累計:5,500kW)	

所管課 環境局 環境共生部 地球温暖化対策課 (問合せ先: 048-829-1324)  
 教育委員会 管理部 学校施設課 (問合せ先: 048-829-1642)  
 市民・スポーツ文化局 区政推進室 (問合せ先: 048-829-1833)  
 環境局 施設部 大宮南部浄化センター (問合せ先: 048-646-6030)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b+
市有施設2施設に太陽光発電設備を設置 小、中学校7校に太陽光発電設備を設置 住宅用太陽光発電設備設置への補助を実施 (1,500kW)	市有施設2施設に太陽光発電設備を設置 小、中学校7校に太陽光発電設備を設置 住宅用太陽光発電設備設置への補助を実施 (6,362.71kW:1,655件)	達成度	b+
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西区役所(40kW)と大宮南部浄化センター(13.76kW)に太陽光発電設備を設置しました。</li> <li>小・中学校7校に太陽光発電設備を設置しました。</li> <li>住宅用太陽光発電設備設置補助を実施しました(6,362.71kW:1,655件)。</li> <li>住宅用太陽光発電設備設置補助については設置費用の下落による補助単価の見直し及び補正予算等によりできるだけ多くの市民に補助を行うようにしました。</li> </ul> <p>(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市有施設について来館者に対し、太陽光発電に関する情報をモニターで展示し、啓発を図りました。また、電気会社より購入する電力量を抑えました。</li> <li>児童、生徒や学校利用者等の環境への意識を向上させるため、発電電力量等が分かる表示装置を設置しました。</li> <li>太陽光発電設備を設置する市民は年々増加しているため、より多くの市民が補助を受けられるよう制度の周知や見直しを実施しました。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存校舎に設置するためには、耐震構造上問題等がないことが条件となります。</li> <li>住宅用太陽光発電設備は制度を利用して自己負担が大きく、まだ高価な設備であるため、設備設置費用の低下が望まれます。</li> </ul>		<p>・平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断し、より多くの市民が補助を受けられるよう住宅用太陽光発電の補助制度を改善したことから加点評価しました。</p>  <p>西区役所 太陽光パネル</p>  <p>太陽光パネル【大宮東小学校】</p>  <p>発電電力量表示装置【大宮東小学校】</p>	

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
市有施設2施設に太陽光発電設備を設置 小・中学校4校に太陽光発電設備を設置 「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助事業を実施	見沼区役所(45kW)、緑区役所(21kW)に太陽光発電設備を設置。 小・中学校4校に、20kW(計80kW)の太陽光発電設備を設置。 平成24年度に住宅用太陽光発電設備を含む「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金を創設。	目標を上回って達成

年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
市有施設への設置 (既存20施設90kW)	調査	2施設 62.51kW (累計:22施設152.51kW)	2施設 53.76kW (累計:24施設206.27kW)	2施設 66kW (累計26施設272.27kW)
市立小・中学校への設置 (既存5施設80kW)	(3月設置) 1施設(桜木小学校)	4施設 80kW (累計:10施設170kW)	7施設 132kW (累計:17施設302kW)	4施設 80kW (累計:21施設382kW)
住宅用太陽光発電 への設備補助	2,031.93kW	2,161.17kW (累計:4,193.1kW)	6,362.71kW (累計:10,555.81kW)	5,000kW (累計:15,555.81kW)
住宅用太陽光発電への設備補助 (H24「スマートホーム推進・創って減らす」補助金の内数)				
事業費(千円)	122,438	317,805	405,365	383,950

44 「E-KIZUNA Project」などの実施により、次世代自動車の普及を促進します。（4年以内）

数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、市域における次世代自動車の台数6,000台を12,000台にします。
- ・平成24年度末までに、市の公用車への次世代自動車の導入率を76.1%にし、平成25年度末には100%にすることを目指します。
- ・上記に加え「E-KIZUNA Project」（注1）などの推進により、次世代自動車の普及促進を図り、自動車からのCO2を年間6万トン（さいたま市と同程度の面積の杉林が1年間に吸収する量に相当）削減します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・次世代自動車といわれる電気自動車（EV）、天然ガス車、ハイブリッド車の市内の台数は、約6,000台です。
- ・公用車819台（特殊な車両を除く）のうち、次世代自動車は、天然ガス車101台、ハイブリッド車33台の計134台であり、導入率は、16.4%となっています。なお、平成21年度で公用車12台（内4台がハイブリッド車）が減車予定です。



取組内容

- ・次世代自動車導入補助金により、事業者に対し、導入支援を行います。
- ・平成21年度から、5年間で全ての公用車を次世代自動車へ切り替えます。
- ・EV普及施策「E-KIZUNA Project」の推進や「E-KIZUNA サミット」構想（注2）の実現を目指します。
- ・EVの公共・商業施設における駐車料金の優遇などを実施します。
- ・区役所や商業施設等に急速充電設備を設置し、充電セーフティネットの構築を図ります。

事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
次世代自動車導入補助金		天然ガス車・ハイブリッド車が補助対象	EVを補助対象に追加		
市の率先導入（公用車819台、導入台数134台、導入率16.4%）		導入台数 38台 (累計：168台) 導入率 20.8%	導入台数 105台 (累計：273台) 導入率 33.8%	導入台数 178台 (累計：451台) 導入率 55.9%	導入台数 163台 (累計：614台) 導入率 76.1%
EV優遇策の実施					
充電セーフティネットの構築					

(注1) E-KIZUNA Projectとは、市民・事業者・行政の連携により、EVを安心して、快適に使える低炭素社会の実現を目指し、EV普及拡大の課題解決に取り組むプロジェクトのこと。  
 (注2) E-KIZUNA サミット構想とは、EVの使用環境の改善等を通じてその普及促進を目的とした地方自治体のネットワークのこと。地域間で連携した充電環境の整備などにより、EVで安心・快適にどこへでも行ける社会の実現を目指す。

所管課 環境局 環境共生部 環境未来都市推進課（問合せ先：048-829-1457）  
 財政局 財政部 庁舎管理課  
 水道局 業務部 管財課

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績（平成24年3月末時点）

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b
参加自治体及び企業を拡大し、「第2回E-KIZUNAサミット・フォーラム」を開催 公用車へ次世代自動車を157台導入 EV導入補助制度の対象を個人へ拡大 補助台数62台のうち個人への補助台数34台 充電器の課金認証システム実証実験を実施	11月に開催し2市2団体増の参加 公用車へ157台導入 EV導入補助制度の対象を個人へ追加 （補助台数62台のうち個人への補助台数34台） 充電器の課金認証システム実証実験を実施	達成度	b ・平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断しました。
(取組状況) ・平成23年11月に22自治体及び12企業首脳が参加した「第2回E-KIZUNAサミット・フォーラムinさいたま」を開催し、「サミット宣言」を取りまとめました。 ・平成23年度、公用車に次世代自動車157台を導入しました。これにより累計386台となり、導入率は49.3%となりました。 ・EV普及促進対策補助の対象に個人を追加し、次世代自動車導入補助全体で72台（EV62台のうち個人34台）、NGV6台、HV4台）実施しました。 ・平成24年3月末までに急速充電器を3基設置し、市内全10区に急速充電器を設置しました。また、市内公共施設に普通充電器を10基整備することにより、充電セーフティネット構築を図りました。 ・目指すべき充電環境モデルを構築し、充電施設の普及拡大に向けた戦略を策定するため、市内の充電器を利用した課金認証システムの実証実験を行いました。 ・平成22年3月末において、市域における次世代自動車の台数が14,014台となり、目標の12,000台を2年前倒しで達成しました。	(主な成果等) 市域における次世代自動車普及状況上の線:台数 下の線:率 	(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組) 「第2回E-KIZUNAサミット・フォーラムinさいたま」のイベントとして、2日間で約500名が参加したEVの試乗会や各種イベントでのEVの展示・展示会あるいは小学校でのEV教室などを開催したが「E-KIZUNA Project」認定・締結企業との連携により、必要最小限の行政コストで実施することができました。 (課題) EV導入補助制度の周知並びにEVの展示、試乗会の実施などにより、次世代自動車のさらなる普及を目指します。 また、EV用充電設備については、充電設備設置補助制度の周知を行い、民間事業者による導入促進を図ります。	充電器設置状況 急速(17基) 普通(56基) H24.4現在 

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
・「E-KIZUNAシンポジウム」の開催 ・公用車の切替時期に合わせ、次世代自動車の導入率76.1% ・充電設備設置補助対象に、太陽光パネルなどを備えた急速充電器を追加 ・充電器の課金認証システム実証実験を踏まえ、システム構築に向けた参加事業者との調整、検討	「さいたま市環境未来都市推進協議会」に参加している企業と連携を図り、市民の方々を対象とした「環境未来都市の実現」に向けた取組に係る「E-KIZUNAシンポジウム」を開催します。 また、引き続き、次世代自動車導入補助金により、事業者及び個人に対して導入支援を行うとともに、公用車を次世代自動車へ積極的に切り替えることで、CO2削減に向けた取組を推進します。	目標をおおむね達成
(工程表)	(工程表)	(工程表)
実施事業等 次世代自動車導入補助金 市の率先導入（公用車819台、導入台数134台、導入率16.4%） EV優遇策の実施 充電セーフティネットの構築	年度 H21 (実績) H22 (実績) H23 (実績) H24 (予定) 天然ガス車・ハイブリッド車を補助対象として5基実施。(5月)EVを補助対象に追加 導入台数 31台(累計:165台) 導入台数64台(累計:229台) 導入台数 157台 (累計:386台) 導入台数 124台 (累計:510台) 公用車797台(減車22台) 導入率 20.7% 公用車783台(対象外車両増16台) 導入率 29.3% 導入率 49.3% 導入率 76.1% E-KIZUNAサミットから国交相(5月)と党幹事長(8月)EV優遇を提言 (14月)第1回E-KIZUNAサミットフォーラム開催 (11月)第2回E-KIZUNAサミットフォーラム開催	事業費(千円) 37,835 85,460 82,493 50,728

46 コミュニティバス路線の検討委員会を設置します。(すぐ)

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成21年8月に、交通空白地域や交通不便地区などの解消に向けた検討を行うため、有識者や市民などを委員とする「コミュニティバス等検討委員会」を設置します。
- 平成22年度末までに、委員会での検討内容をまとめ、市民に公表します。

現状(平成21年3月末時点)

- 路線バスを補完するため、西区、見沼区、桜区、南区、北区、岩槻区の6区でコミュニティバスを運行しています。



【コミュニティバス】

取組内容

- コミュニティバスの対象地域、運行ルートなどの課題等を整理し、多様な地域ニーズに対応できるようにコミュニティバスの路線を再検討します。
- 委員会での路線等の検討に当たっては、市民アンケートを実施するなど、市民の意見を取り入れていきます。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
検討委員会の設置	8月			
路線等の検討・公表	→			

所管課 都市局 都市計画部 都市交通課 (問合せ先: 048-829-1054)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b
<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインの運用を開始し、コミュニティバス等の導入検討、乗合タクシーの実証運行の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバス等導入ガイドラインを策定(H22年度の実績)</li> <li>コミュニティバス等の導入検討を実施</li> <li>ガイドラインの運用を開始し、実証運行を実施</li> </ul>	<p>平成23年度の目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断しました。</p>	
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民代表、バス・タクシー事業者、行政で組織された「コミュニティバス等検討委員会」を開催し、平成23年3月に、住民組織の発意(市及び事業者の支援)で地域にあった運行計画を作成することを基本とし、地域の方々が発見、維持することによって利用促進を図り、持続可能な地域公共交通となることを目指し、今後のコミュニティバスや乗合タクシーを検討する際の基準となる「コミュニティバス等導入ガイドライン」を策定しました。</li> <li>(更なる取組状況)</li> <li>ガイドラインの運用を開始し、岩槻区和土地区では、需要調査や道路運送法に基づく地域公共交通会議の協議を経て、乗合タクシーの実証運行を実施しています。</li> </ul> <p>(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)</p> <p>路線の決定に対して住民組織が一義的な案をつくれる仕組みとし、最終的には地域公共交通会議で判断することとしました。</p> <p>(課題)</p> <p>コミュニティバス等導入ガイドラインの策定後は、地域住民の方々に内容の周知を図る必要があります。</p>		<p>(主な成果等)</p>	

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバス等の導入検討を実施</li> <li>岩槻区和土地区で乗り合いタクシーの実証運行を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバス等の導入を検討します。</li> <li>岩槻区和土地区で乗合タクシーの実証運行を実施します。(平成24年11月30日(金)まで)</li> </ul>	<p>目標をおおむね達成</p>

(工程表)

年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
実施事業等				
検討委員会の設置	8月			
路線等の検討・公表	→			
実証運行				→
事業(千円)	3,547	6,950		

47 新規建設事業費の1%を魅力ある文化・芸術のまちづくりに配分します。  
(3年以内)

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成22年度末までに、建設事業費における1%(一般財源ベース(注1))を文化・芸術事業に充てる仕組みをつくります。

現状(平成21年3月末時点)

- 「さいたま市美術展覧会」、「国際漫画フェスティバル」、「スポーツ文学賞」などのほか、咲いたまつりではオーディション形式の音楽イベント「THE登竜門」を実施しています。
- 建設事業費の一部を、文化・芸術に関する事業に配分する仕組みはありません。

主な芸術文化イベント事業

- (1) 公募、選考、表彰等のあるもの  
スポーツ文学賞、さいたま市美術展、さいたま市民文芸、さいたま市民漫画展、ユーモアフォトコンテスト
- (2) 舞台上披露するもの  
さいたま市民音楽祭、子ども文化祭

取組内容

- 平成21年度中に、文化・芸術関係有識者による検討委員会を設置し、若手アーティストの登竜門となるようなコンテスト形式等の文化・芸術事業について検討します。
- 平成22年度末までに、予算配分の仕組みを構築し、平成23年度から新たな文化・芸術事業を実施します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
検討委員会の設置・予算配分の検討		→		
文化芸術事業の実施			→	

(注1)一般財源ベースとは、事業費から国庫支出金・市債などの特定財源を除き、市税等の一般財源(用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源)で負担する額を算出したもの。

所管課 市民・スポーツ文化局 スポーツ文化部 文化振興課 (問合せ先: 048-829-1226)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	C
基金設置条例案を9月定例会に上程し、条例を制定します。 平成23年度にさいたま市誕生10周年記念事業として新たな文化・芸術事業(フリーカルチャービレッジ、ジュニアソロコンテスト)を実施します。	本年度は条例を提出しませんでした。 「秋のさい10フリーカルチャービレッジインさいたま新都心」、「ジュニアソロコンテスト」を開催しました。	1%を充当する仕組みが構築できなかったため「C」と判断した。	
(取組状況) 昨年度に基金条例が継続審議となった結果、廃案となりましたが、文化芸術都市創造条例制定の過程で、文化芸術事業の充実に伴う財源の確保の必要性が生じ、仕組みの考え方の見直しを検討することとしたため、本年度は、条例を提出しませんでした。 平成23年10月8日(土)、9日(日)に、さいたま新都心を会場として「秋のさい10フリーカルチャービレッジインさいたま新都心」を開催しました。 また、「ジュニアソロコンテスト」を、文化センターを会場として1月8日(日)、9日(月)に予選会を、3月10日(土)に本選を開催しました。	(主な成果等) フリーカルチャービレッジインさいたま新都心・市誕生10周年記念のメインイベントである「秋のさい10」として開催しました。 ・2日間にわたり、「現代アートコンテスト」「文化芸術クイズコンテスト」「パフォーマンスコンテスト」「ストリートショー」「文化人座談会」のプログラムを実施しました。  ジュニアソロコンテスト ・市誕生10周年記念シンボル事業として実施しました。 予選会...小学生28人、中学生118人が参加 本選...小学生10人、中学生29人が出場		
(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組) ジュニアソロコンテストについては、新規の取り組みであったため、参加者に対してアンケートを行い、次回開催の参考資料として活用します。			
(課題) 仕組みについて、検討・調整する必要があります。			

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み		
建設事業費の1%を文化芸術事業に充てる仕組みの見直しに向けて検討を進めます。 ジュニアソロコンテストを開催します。 アートフェスティバル支援事業を実施します。	文化芸術都市創造計画の素案を策定するなかで、仕組みの考え方を示します。 管楽器・打楽器の独奏コンテストを開催します。 アートフェスティバルを開催する実行委員会に補助金を交付します。	目標を未達成		
(工程表)				
年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
実施事業等				
検討委員会の設置・予算配分の検討		→		→
文化芸術事業の実施			→	→
事業費(千円)	0	167	15,733	15,183

50 良好な住環境を守るための「高度地区」による高さ制限を導入します。(4年以内)

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成24年度末までに、住居系用途地域に高度地区(注1)の指定を行います。

現状(平成21年3月末時点)

- 高度地区による高さ制限は、導入していません。
- 建築物の高さの制限は、用途地域等による制限(注2)や地区計画(注3)による制限(27地区)で行っています。



【高さ制限のイメージ】

取組内容

- 平成21年度に、高度地区のあり方の検討を行います。
- 平成22・23年度に、市内の建築物の現況を把握し、高さ制限を行う対象地区や高さの制限値の検討を行い、高度地区指定(案)を策定します。
- 平成24年度に、市民等に対して説明会を実施するなど、指定(案)についての周知・理解を図った上で都市計画決定を行います。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
高度地区指定のあり方の検討	→			
高度地区指定案の策定		→		
説明会・都市計画決定				→

(注1)高度地区とは、用途地域内において市街地の環境を維持したり、高度な土地利用を促すため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。

(注2)用途地域等による制限とは、低層住居専用地域や風致地区における絶対高さの制限などをいう。さいたま市では、建築物の高さを、第1種低層住居専用地域は10m、第2種低層住居専用地域は10m又は12m、風致地区は、12mに制限している。

(注3)地区計画とは、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく制度。まちの目指すべき将来像を定める「地区計画の方針」と建物の高さや用途など、建物の建て方などの具体的なルールを定める「地区整備計画」から構成される。

所管課 都市局 都市計画部 都市計画課 (問合せ先: 048-829-1409)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b																																									
高さ制限を行う地区や高さ制限値の市民意見の調査 高度地区指定案の策定	「高度地区の検討方針(案)」についてパブリックコメントを実施 庁内検討委員会や学識経験者へのヒアリングにより指定案を策定		・平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断しました。																																									
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度に検討した「高度地区の検討方針(案)」について、パブリックコメント(7、8月)を実施し、方針を確定しました。</li> <li>要望に応じて出前説明会を行い、市民への周知と理解を図りました。</li> <li>庁内検討委員会(年3回)や学識経験者へのヒアリングを通じ、高度地区指定案を作成しました。</li> </ul> <p>(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント実施にあたっては、わかりやすく、イラストを多用した簡易版の冊子を作成しました。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な住環境を守るための「高度地区」ではありますが、その一方で土地利用に制限をかける制度でもあるため、市の将来像を市民と共有することやそのための分かりやすい説明が必要です。</li> </ul>		<p>(主な成果等)</p> <p>他都市における高さ制限値の運用事例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途地域</th> <th colspan="2">高さの制限値(m)</th> </tr> <tr> <th>全国最多使用値</th> <th>市内使用値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>15</td> <td>20・25</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>15</td> <td>15・25</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>15</td> <td>15・25</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>20</td> <td>25~35</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>31</td> <td>35・45</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>20</td> <td>25・30</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>20</td> <td>15~31</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>20</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【都市計画年報、各市町村ホームページより】 当市の高さの制限値の案は、低層住居専用地域を除く住居系用途地域において、15m、20mの2段階を設定</p>		用途地域	高さの制限値(m)		全国最多使用値	市内使用値	第一種低層住居専用地域	10	-	第二種低層住居専用地域	10	-	第一種中高層住居専用地域	15	20・25	第二種中高層住居専用地域	15	25	第一種住居地域	15	15・25	第二種住居地域	15	15・25	準住居地域	20	25	近隣商業地域	20	25~35	商業地域	31	35・45	準工業地域	20	25・30	工業地域	20	15~31	工業専用地域	20	-
用途地域	高さの制限値(m)																																											
	全国最多使用値	市内使用値																																										
第一種低層住居専用地域	10	-																																										
第二種低層住居専用地域	10	-																																										
第一種中高層住居専用地域	15	20・25																																										
第二種中高層住居専用地域	15	25																																										
第一種住居地域	15	15・25																																										
第二種住居地域	15	15・25																																										
準住居地域	20	25																																										
近隣商業地域	20	25~35																																										
商業地域	31	35・45																																										
準工業地域	20	25・30																																										
工業地域	20	15~31																																										
工業専用地域	20	-																																										

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み		
市民への指定案の周知と理解、意見聴取のために、区別説明会の実施 都市計画手続きを進め、都市計画決定(3月頃)	・平成24年度は、過去3カ年の取組の成果である高度地区指定案を市民等に対し説明し、また意見等をいただきながら都市計画の手続きを進め、年度末に都市計画決定を行います。	目標をおおむね達成		
(工程表)				
年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
実施事業等				
高度地区指定のあり方の検討	→			
高度地区指定案の策定		→	→	
説明会・都市計画決定				→
事業費(千円)	0	4,800	4,830	5,350

51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。  
(4年以内)

《51-1 都市公園の整備》

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成24年度末までに、身近な公園(注1)を15か所増やし、身近な公園の不足する地域(注2)を20.3%から13.2%にします。

現状(平成21年3月末時点)

- 都市公園の適正な配置・整備に向けて、公園の不足する地域を重点に「歩いて行ける身近な公園」の整備を進めています。
- 公園が不足している地域は、20.3%となっています。



【きたまちしましま公園(北区)】

取組内容

- 都市公園の適正配置に向け、借地公園制度や河川占用による公園整備、市有未利用地の活用など、様々な整備手法を用いて、公園が不足している地域の整備を重点的に進めます。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
身近な公園の整備		2か所	2か所 (累計:4か所)	6か所 (累計:10か所)	5か所 (累計:15か所)
身近な公園が不足する地域		19.35%	18.40%	15.60%	13.20%

(注1)身近な公園とは、街区公園、近隣公園、地区公園で、それぞれ次のような公園。  
 ・街区公園とは、半径250m程度の街区に居住する人々を対象とする0.25haを標準とする公園。(市内整備数:713公園)  
 ・近隣公園とは、半径500m程度の街区に居住する人々を対象とする2haを標準とする公園。(市内整備数:31公園)  
 ・地区公園とは、半径1km程度の街区に居住する人々を対象とする4haを標準とする公園。(市内整備数:4公園)

(注2)身近な公園の不足する地域とは、街区公園が半径約250m以内に、近隣公園が半径約500m以内に、地区公園が半径約1km以内に、いずれも整備されていない地域。

所管課 都市局 都市計画部 都市公園課 (問合せ先:048-829-1420)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	C
身近な公園を6箇所整備 身近な公園が不足する地域を15.6%とする	身近な公園を7箇所整備 身近な公園が不足する地域を16.9%とした		
(取組状況) ・平成23年度は、別所中央公園、今羽中原公園、鹿手袋ふれあい公園、駒前ふれあい公園、辻鉢木公園、中尾第三公園、宮の杜ふれあい公園の7公園を新規に整備しました。また、身近な公園が不足する地域は、16.9%となりました。		(主な成果等) 【駒前ふれあい公園(緑区)】	
(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組) ・地域の自治会などを通じて市民意見を取り入れて、特色ある公園整備を進めました。			
(課題) ・身近な公園の不足地域は人口密集地域が多いことから、用地確保が非常に困難となっています。			

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
身近な公園を5箇所整備 身近な公園が不足する地域を16.0%とする	身近な公園を5箇所整備し、身近な公園が不足する地域を16.0%にします。	目標を未達成

(工程表)

実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
身近な公園の整備		5か所	5か所 (累計:10か所)	7か所 (累計:16か所)	5か所 (累計:21か所)
身近な公園が不足する地域		18.30%	17.50%	16.90%	16.00%
事業費(千円)		344,595	339,455	281,148	245,700

51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。  
(4年以内)

《51-2 暮らしの道路・スマイルロードの整備》

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成24年度末までに、暮らしの道路・スマイルロード整備事業により、生活道路を480件整備します。

現状(平成21年3月末時点)

- 生活道路である暮らしの道路・スマイルロード整備事業の年間平均整備件数は、約100件となっています。



[整備前]



[整備後]

取組内容

- 暮らしの道路整備事業(注1)・スマイルロード整備事業(注2)の年間整備件数を現在の100件から120件に増やし、市民からの申請後、おおむね3年以内に着工できるようにします。
- 要望の受付や対応状況について、ホームページで公表します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
暮らしの道路・スマイルロードの整備	120件	120件 (累計:240件)	120件 (累計:360件)	120件 (累計:480件)
要望受付の公表				
対応状況の公表				

(注1)暮らしの道路整備事業とは、地元からの申請に基づき、道路幅員4m未満の狭い生活道路の拡幅を、必要な用地を市に無償寄付していただき、市で測量・分筆・登記及び道路整備(工事)を行うもの。

(注2)スマイルロード整備事業とは、毎日利用されている道路の環境整備や老朽化の改善など、利用者のニーズに応えるため、沿線の皆様からの申請に基づき、道路整備(工事)を行うもの。幅員が4m未満の道路の拡幅整備については、暮らしの道路整備事業の対象。

所管課 建設局 土木部 道路環境課 (問合せ先: 048-829-1490)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b																								
暮らしの道路・スマイルロード120件整備 要望受付の公表 要望対応状況の公表	暮らしの道路・スマイルロード127件整備 要望受付の公表 要望対応状況の公表		・数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので「b」と判断しました。																								
(取組状況) ・平成23年度は、年間整備目標である120件を若干上回る127件の整備を行いました。 ・平成23年度に新たに受理した要望を公表し、平成22年度以前に受理した要望の取組状況を2回更新しました。		(主な成果等) 平成23年度 生活道路整備事業実施状況																									
(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組) ・市民の要望に基づき、出来るだけ早急に整備できるよう努めています。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>処理件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>西区</td><td>14</td></tr> <tr><td>北区</td><td>17</td></tr> <tr><td>大宮区</td><td>3</td></tr> <tr><td>見沼区</td><td>13</td></tr> <tr><td>中央区</td><td>10</td></tr> <tr><td>桜区</td><td>12</td></tr> <tr><td>浦和区</td><td>10</td></tr> <tr><td>南区</td><td>22</td></tr> <tr><td>緑区</td><td>8</td></tr> <tr><td>岩槻区</td><td>18</td></tr> <tr><td>合計</td><td>127</td></tr> </tbody> </table>		区名	処理件数	西区	14	北区	17	大宮区	3	見沼区	13	中央区	10	桜区	12	浦和区	10	南区	22	緑区	8	岩槻区	18	合計	127
区名	処理件数																										
西区	14																										
北区	17																										
大宮区	3																										
見沼区	13																										
中央区	10																										
桜区	12																										
浦和区	10																										
南区	22																										
緑区	8																										
岩槻区	18																										
合計	127																										
(課題)																											

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
暮らしの道路・スマイルロード120件整備 要望受付の公表 要望対応状況の公表	・平成24年度は、年間整備件数120件を達成し、4年間の累計目標整備件数である480件を上回るよう整備を進めてまいります。	目標をおおむね達成

(工程表)

年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
暮らしの道路・スマイルロードの整備	109件	136件(累計:245件)	127件(累計372件)	120件
要望受付の公表	3月公表	9月更新 3月更新	9月更新 3月更新	更新
対応状況の公表		4月公表 9:3月更新	9月更新 3月更新	更新
事業費(千円)	1,666,202	1,928,657	2,134,089	2,600,890



51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。  
(4年以内)

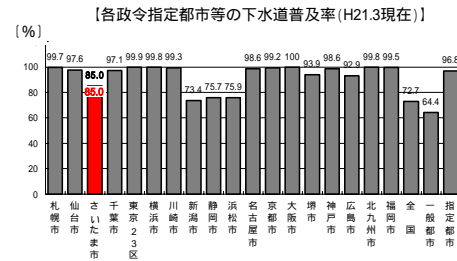
《51-3 下水道の整備》

数値目標等(取組指標・方針)

- 整備計画を1年前倒しし、平成24年度末までに、下水道普及率を90%にします。

現状(平成21年3月末時点)

- 下水道普及率は、85%となっています。



取組内容

- 未整備地区の多い西区、見沼区、桜区、緑区及び石槻区を重点的に整備し、'快適な生活を送ることができる活力ある都市づくりを推進します。

事業計画(工程表)

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
公共下水道(汚水)の整備	下水道普及率86.6%	下水道普及率87.9%	下水道普及率89.0%	下水道普及率90.0%

所管課 建設局 下水道部 下水道計画課 (問合せ先: 048-829-1565)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b
下水道普及率89.0%に整備	事業計画に沿って下水道整備を行い、下水道普及率89.0%を達成しました。		事業計画どおり進捗し平成23年度の数値目標を達成したため、「b」と評価しました。
(取組状況) 未整備地区の多い西区、見沼区、岩槻区、桜区、緑区における公共下水道を整備しました。		(主な成果等)	
(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)			
(課題) 人口分布、土地利用状況などを踏まえ、整備効率の高い地域を整備する必要があります。			

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み
平成24年度末下水道普及率90.0%達成	平成24年度も、引き続き倍増プランに掲げた目標の達成に向け事業計画(工程表)に沿って公共下水道(汚水)整備事業を推進します。	目標をおおむね達成

(工程表)

年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
実施事業等				
公共下水道(汚水)の整備	下水道普及率86.6%	下水道普及率87.9%	下水道普及率89.0%	下水道普及率90.0%
事業費(千円)	9,851,589	9,037,240	7,198,955	6,711,496

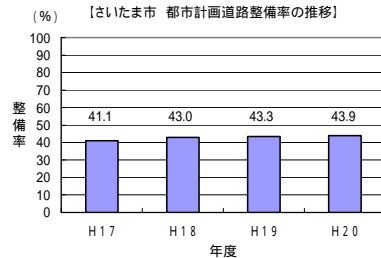
52 効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路を抜本的に見直します。(4年以内)

数値目標等(取組指標・方針)

- 平成24年度末までに、人口減少、高齢化社会に対応し、低炭素型のコンパクトなまちづくりを実現する効率的な道路ネットワークを構築するため、都市計画道路の抜本的な見直しを行います。

現状(平成21年3月末時点)

- 都市計画道路については、これまで人口増や高度経済成長を前提に163路線が都市計画決定されています。
- 順次、整備を行っていますが、整備率(注1)は約44%であり、いまだ未着手の路線を抱えています。



取組内容

- 平成21年度は、都市計画道路の存続、変更、廃止に伴う道路評価手法の分析を行い、見直しの視点や方向性などをまとめた見直し指針案を策定します。
- 平成22年度から、見直し指針に基づき、ネットワークの再構築、見直し候補路線の抽出を行います。
- 見直し作業の各段階で、パブリックコメントを行った上で、都市計画変更手続きを進めます。

事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
存続・変更・廃止の分析、指針案の策定		→			
見直し指針に基づく、見直し路線の抽出			→		
都市計画変更手続き			→	→	→
			国・県等関係機関協議		都市計画審議会・告示
見直し作業の公表・意見聴取			→	→	→

(注1)整備率とは、都市計画道路総延長に対する都市計画道路整備済延長の割合。

所管課 都市局 都市計画部 都市計画課 (問合せ先: 048-829-1404)

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価

取組実績(平成24年3月末時点)

達成度及び評価理由

H23年度 主な目標等	H23年度 主な実績	達成度	b
道路網計画づくりの指針の策定 見直し候補路線の抽出	平成23年11月に道路網計画づくりの指針を策定しました 道路網計画づくりの指針に基づき、ネットワークの再構築を行い、見直し候補路線を抽出しました		
<p>(取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路網計画づくりの指針については、パブリック・コメントなど市民参画の手法を用いて意見聴取すると共に、国土交通省・埼玉県との協議、都市計画審議会への報告を経て、平成23年11月に策定しました。</li> <li>道路網計画づくりの指針に基づき、都市構造からみた評価と道路の役割・機能からみた評価によりネットワークを再構築し、平成20年度東京都市圏パーソントリップ調査の結果を用いたネットワーク評価の検証をした上で、見直し候補路線を抽出しました。</li> </ul> <p>(市民満足度向上やコストパフォーマンス等効率化に向けた取組)</p> <p>都市計画道路の見直し作業の周知に当たり、環境フォーラムや区民まつりなど、多くの方が訪れるイベントに参加し、情報提供や意見聴取を行いました。</p> <p>(課題)</p> <p>具体的な都市計画手続きを行う際には、新たな道路網計画について十分周知し、地権者等の合意形成を図る必要がある。</p>		<p>(主な成果等)</p> <p>見直し候補路線</p> <p>見直し作業の情報提供・意見聴取</p>	

H24年度の主な目標と今後の取組内容等

4年間の達成度

H24年度 主な目標等	取組内容	達成度の見込み			
道路網計画の策定 都市計画変更手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリック・コメントなど市民参画の手法を用いて、道路網計画を策定します。</li> <li>見直し候補路線について、地権者の合意形成を図りながら都市計画の変更手続きを行います。</li> </ul>	目標をおおむね達成			
(工程表)					
実施事業等	年度	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予定)
存続・変更・廃止の分析、指針案の策定		→	→		
見直し指針に基づく、見直し路線の抽出			→	→	
都市計画変更手続き			→	→	→
			国・県等協議	国・県等協議	都市計画審議会・告示
見直し作業の公表・意見聴取			→	→	→
			都市計画審議会報告	パブリックコメント等 都市計画審議会報告	パブリックコメント等 都市計画審議会報告
事業費(千円)		4,988	13,650	26,649	21,000